

国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドライン

令和 4 年 7 月
内閣官房国土強靱化推進室

はじめに

～地域の強靱化のさらなる推進に向けて～

地域の強靱化を進めるにあたってのマスタープランとなる国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）は、平成30年度までに全ての都道府県で策定され、市町村についても策定率が約97%（令和3年度末現在）に達しました。これからは、策定された計画に基づいて、如何にして効率的・効果的に強靱化を進められるかが重要となってきます。

一方で、強靱化の取組は、5年、10年のように短期間で完結するものではありません。自然災害の頻発化・激甚化により、強靱化の重要性がますます増大している中、PDCA サイクルにより定期的に計画の進捗等を確認するとともに、必要な場合には速やかに現在の計画を見直し、**より実効性の高い計画へと充実**させていく必要があります。

その際、「人命の保護が最大限図られること」をはじめとする国土強靱化の基本目標は、行政だけで達成することはできず、**住民や民間企業等の主体的な取組が不可欠**です。このため、地域計画検討の初期段階から**住民等と十分連携・協働して計画づくりを進め**、その上で計画に「**誰が」「どこで」「いつまでに」「何を」**するかを具体的に位置づけることが、策定後の取組の実効性を確保する上で極めて重要となります。

上記を踏まえ、地域計画が全国各地域における強靱化の牽引役としての役割を存分に発揮できるよう、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）」の全面的な見直しを行いました。次頁以降、**計画の検討を進めるにあたって特に重要となるポイント**をチェックリストとしてまとめています。それぞれの都道府県、市町村において、計画の進捗確認等を行われる際には、あわせてこのチェックリストの内容もご確認いただき、計画のさらなる充実、強靱化の一層の推進を図っていただくようお願い致します。

地域計画の実効性向上に向けたチェックリスト

地域の強靱化を推進する上で、地域計画がその役割を最大限発揮できるよう、計画の検討や推進にあたって特に重要と考えられるポイントを、チェックリストとして以下に列挙しました。

地域計画の改訂に着手される場合はもちろん、現在進めている強靱化の取組の進捗確認・評価結果を踏まえ、地域の課題を解決するための改善策等を検討される際には、ぜひこのチェックリストをご参考にしていただければと思います。各項目の詳細については、該当するガイドライン本文をご参照下さい。

なお、多くの地方公共団体ですでに地域計画が策定されていることを踏まえ、ここでは地域計画の改訂を念頭に置いた表現としていますが、地域計画をはじめ策定される団体においても、同様に参考にしていただけるものですので、ぜひご活用下さい。

チェック項目	
ポイント	
①強靱化のビジョン(目指すべき将来の地域の姿)を明確にする	
<ul style="list-style-type: none">・ 地域計画は、地域の強靱化に関する最上位の計画であり、全ての強靱化施策は地域計画で定めた内容に従って実施されるものです。・ 行政、住民、企業等、地域の強靱化に関わる全ての主体が目標を共有し、連携して強靱化に取り組むためにも、地域特性を十分に反映させた強靱化全体のビジョン(目指すべき将来の地域の姿)を明確に定めることが極めて重要です。	
本文該当頁	【p.28】I 2. (1)「目指すべき将来の地域の姿」の設定
②発生するおそれのある災害及びそれにより生じる事態を具体的に示す	
<ul style="list-style-type: none">・ 地域計画の検討を進める際には、まず地域で発生するおそれのあるあらゆる自然災害を想定し、どのようなリスクがあるかを明確にすることが極めて重要です。・ 過去に自地域で発生した災害はもちろん、全国で毎年発生している災害等も参考にして、現在想定しているリスクの中に不足しているものがないかを確認する必要があります。・ さらに、想定するリスクにより「どこ(地域・構造物等)で」「どのような」被害が発生するのかを明らかにすることで、講ずべき対策の内容や優先順位を的確に定めることが可能となります。	
本文該当頁	【p.31】I 2. (3)リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)、施策分野の設定

チェック項目

ポイント

③ビジョン達成に必要な事業を具体的に洗い出す

- ・ 地域の強靱化を、総合的な視点で計画的に進めるためにも、ビジョン達成のために実施すべき事業をできる限り網羅的、具体的に列挙し、**全体の事業量、事業費、達成に要する期間を把握しておくことが重要です。**

本文該当頁 【p.38】 I 2. (5)リスクへの対応方策の検討

④優先順位を明確にして、効果的に対策を進める

- ・ 地域の強靱化は、一朝一夕に完遂するものではなく、息の長い取組が必要となる一方で、災害はいつ襲ってくるか分かりません。
- ・ 1年間で取り組める内容には限りがあることから、その制約の中で最大限の効果を上げるためには、5年後、10年後、20年後などの**短期的、中期的な目標を定め、優先して取り組むべき事項を明確にし、戦略的に取り組んでいくことが不可欠です。**
- ・ また、ハード整備により実現される5年後、10年後等の地域の絵姿を示すことにより、ハードを補完するために重点的に行うべきソフト対策も明らかとなってきます。

本文該当頁 【p.40】 I 2. (6)対応方策の重点化・優先順位付け

⑤計画の検討や推進(進捗管理)のための全庁的な体制を構築する

- ・ 多岐にわたる強靱化の取組を進めるためには**庁内関係部局の連携・協力が不可欠**であることから、計画検討時のみならず推進段階においても、**全庁的な体制を構築しておくことが極めて重要です。**
- ・ 地域計画と同様、総合計画についても全庁的な対応が必要となることから、両計画の**検討、進捗管理等を同じ体制のもとで一体的に行うことにより、効率的・効果的な取組につながると考えられます。**

本文該当頁 【p.7】 I 1. (1)地方公共団体内の体制整備

【p.65】 II 1. (1)推進体制の構築

⑥住民や企業等との連携・協働を図る

- ・ 地域の強靱化は、ハード・ソフトの総力戦で進めていく必要がありますが、とりわけソフト施策を実効性あるものとするためには**住民等の主体的な取組が不可欠**です。
- ・ これに加え、**企業自らの強靱化はサプライチェーンに関連する周辺企業の強靱化にも直結し、さらには地域を守る担い手としての役割も期待できることから、地域の強靱化にとって企業の取組は重要です。**

チェック項目

ポイント

- ・ 住民や企業の主体的な参画を得るためには、アンケート等の意見聴取にとどまることなく、計画検討の初期段階から十分な意見交換等を行い、行政が「公助」として実施できることを理解、住民等に期待される役割を認識してもらいながら、連携、協働して計画の策定、推進に取り組む必要があります。

本文該当頁 【p.11】I 1. (2)地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働
1)地域住民 2)地域企業

⑦国・都道府県・隣接市町村等との連携・協働を図る

- ・ 行政の取組についても、市町村の強靱化に資する施策は、当該市町村のみならず、国や都道府県が担っているものが多くあります。
- ・ また、強靱化の取組は、被害が広域に及び甚大な災害を検討対象としていることから、都道府県や隣接市町村等と緊密に連携を図りながら必要な対策を検討の上、推進を図っていく必要があります。
- ・ 国、都道府県の地域の強靱化に果たす役割に鑑み、市町村の地域計画検討は国（地方支分部局）、都道府県等の参画も得ながら進めていくことが重要です。

本文該当頁 【p.16】I 1. (2)地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働
3)国・都道府県・隣接市町村等

⑧計画の見直しを適切に行う

- ・ 強靱化は長期的な取組ですが、その一方で、災害がいつ発生するかは予測できないことから、一年一年着実に成果を上げていくことが重要です。
- ・ 長期にわたる強靱化の取組を、一度で詳細に計画として定めるのは難しいことから、それまでの進捗を踏まえて数年毎に計画を見直し、最優先で取り組む事項を新たに定めていく必要があります。
- ・ また、新たなリスクが認識された場合等は、速やかな見直しが必要です。

本文該当頁 【p.69】II 2. (1)取組の確認・評価及び見直し・改善

目 次

(頁)

はじめに.....	1
地域計画の充実に向けたチェックリスト.....	2
I 地域計画の策定・改訂	7
1. 策定・改訂体制の構築	7
(1) 地方公共団体内の体制整備	7
(2) 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働	11
(3) 国土強靱化地域計画に関する手続き	26
2. 国土強靱化地域計画策定・改訂の基本的な進め方	27
(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定	28
(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	29
(3) STEP2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)、施策分野の設定... ..	31
(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	33
(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討	38
(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け	40
(7) KPI の設定	42
3. 地域計画策定・改訂プロセスの各段階における取組事例	43
(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定	43
(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	44
(3) STEP2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)、施策分野の設定... ..	45
(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	48
(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討	53
(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け	55
(7) KPI の設定	61
II 計画の推進と不断の見直し等	64
1. 計画に基づく取組の実行・推進	65
(1) 推進体制の構築	65
(2) 広報・普及啓発の実施	66
2. 不断の見直し	69
(1) 取組の確認・評価及び見直し・改善	69
(2) 年次計画(アクションプラン)等の策定	76
(3) 各種計画等の必要な見直し	77

3.	地域計画に基づく取組事例	78
III	都道府県から市町村への取組支援.....	92
IV	国への相談等	102

I 地域計画の策定・改訂

本章では、地域計画を策定・改訂する各段階において検討、考慮する必要がある重要なポイントや、これまでに計画を策定した地方公共団体の取組の中で参考となる事項を記載しています。

地域計画をすでに策定されている地方公共団体におかれては、先に示したチェックリストも踏まえ、地域計画の実効性を向上させ、地域の強靱化をより効果的に進めるために見直すべきことがないか、ご確認をお願いします。

1. 策定・改訂体制の構築

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）の前文においては、国土強靱化の取組を推進するため、「国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。」とされています。

このように、強靱化は行政だけで取り組むべきものではなく、**地域住民や企業等の主体的な参画のもと、自助・共助・公助を総動員して取り組んでいく必要があります。**

したがって、地域計画も、計画策定主体が取り組む施策のみを記載するのではなく、強靱化に関わる全ての主体が取り組むべきハード・ソフト両面にわたる施策を位置づけることが不可欠です。また、各主体が「自分事」として高い意識を持って、**連携・協働しながら地域計画に位置づけた強靱化施策に取り組んでいくためには、住民・企業などのさまざまな主体が、計画づくりに積極的に参画できるようにすることが極めて重要**です。

(1) 地方公共団体内の体制整備

- 国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、さまざまな重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりです。そのため、地方公共団体においても、**企画、防災、保健医療・福祉、農林水産、産業、土木、消防、教育委員会等、広範な部局の所掌にまたがる取組**となります。

- これら多くの部局の連携のもと、地域計画の検討を効率的・効果的に進めるためには、**全庁的な推進体制を構築することが何よりも重要です。**
- 地域計画は、「**地域の強靱化**」という『幅広い分野』に及ぶ施策にかかる『**最上位計画**』であることから、自治体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「**総合計画**」と一体的に検討・推進するのが、地域計画に位置づけて取り組む各施策の実効性を高める上でも、また作業の効率化の観点からも有効です。この場合には、**庁内の総合調整・とりまとめ**についても、総合計画を担当している**企画部局が一元的に担う**ことが効率的・効果的と考えられます。
- これまでに計画を策定されている自治体を見ると、企画担当部局の他、防災担当部局が総合調整を担っている事例が多く見られますが、いずれの場合においても、**とりまとめ部局が、多岐にわたる強靱化の取組に関し調整機能を果たすことのできる組織体制とすることが不可欠**です。
- 強靱化に関係する全ての部局が、**それぞれ主体的な意識を持ちつつ、とりまとめ部局の総合調整のもとで連携して検討を進めていく**ためにも、**庁内に検討のための組織（組織の役割に応じ、幹部級の会議体や実務者によるプロジェクトチームなど）を設けることが有効**です。
- なお、計画をはじめて策定する場合はもちろん、計画改訂時にも知識・経験の無い職員がいることが考えられることから、それら職員を対象として研修・スキルアップ等を行うことは重要です。研修会を開催する場合には、内閣官房職員の講師派遣（出前講座）を活用することも可能です。

※出前講座については、103頁「IV 国への相談等」をご覧ください。

〔参考〕策定団体の例（担当部局や庁内会議等の策定体制）

<p>山梨県山梨市</p>	<p>【とりまとめ部局】防災危機管理課</p> <p>【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置 (トップ) 総務統括官 (メンバー) 課長補佐、主幹級の担当リーダー24人で構成 非常勤の防災危機管理アドバイザーを追加</p>
<p>長野県東御市</p>	<p>【とりまとめ部局】総務部企画財政課</p> <p>【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を設置 (トップ) 副市長 (メンバー) 総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、市民病院事務長</p>
<p>徳島県徳島市</p>	<p>【とりまとめ部局】土木部土木政策課</p> <p>【庁内会議】「国土強靱化地域計画策定会議」を設置 (トップ) 市長 (メンバー) 副市長、部長級職員など19人で構成</p>

〔参考〕策定団体の例（庁内の体制例）

- 庁内説明会等の開催
 - ・ 策定委員会開催前に複数回にわたり町内勉強会や素案作成説明会を開催。
 - ・ 各部局の担当を集め、計画策定経緯やリスクシナリオにかかる会議を開催。
- 既存のワーキンググループの活用
 - ・ 次期総合戦略策定のため設置している庁内ワーキングチームに、新たに構成員を追加し、全庁的な推進体制を構築。
- 職員の配置
 - ・ 国土強靱化担当の管理職を配置（部長級職員、兼務）。

〔参考〕策定団体の例（職員理解促進の機会創出）

- 群馬県館林市では、職員のワークショップを実施し、国土強靱化に関する市の現状や課題を整理し、それぞれの立場から率直な意見交換を行い、取り組むべき施策の方向性を議論しました。また、有識者による研修会を開催し、強靱化の意義の理解促進に努めました。

（職員ワークショップ）



（有識者による研修会）



〔参考〕策定団体の担当者の声

—策定過程で生まれた庁内の交流—

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要ですが、庁内が一つにまとまることのできるか不安があったため、各部局の課長等が集まる連絡会議を発足させました。会議の事務局は政策地域部政策推進室に置き、全部で10回程度会議を開催しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組む雰囲気になりました。いつもは他部局の施策にそれほど関心を持たないのが正直なところですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定される頃には、随分他部局への理解も進んだと思います。」

—集まって、戻って話して意識が浸透—

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中の会議でしたが、毎回20名ほどが集まって、強靱化という共通の目的に向けて部局を越えた話合いができたと思います。年間で5回、2か月に一度のペースで開催しました。副課長たちが、会議の内容を各部局へ持ち帰って協議し、その結果を会議に持ち寄るといったサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識づけが広がったと感じます。」

(2) 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働

地域の強靱化は、ハード・ソフトのあらゆる対策を駆使し、自助・共助・公助の総力戦で行う必要があります。行政機関だけで担えるものではありません。また、行政機関が担うべき対策についても、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割分担に基づき、連携しながら実施していく必要があります。

さらに、地域計画にどれだけ効果的な対策を位置づけたとしても、それらが実際に行われないと強靱化は進みません。特に、ソフト対策については、住民・企業等行政機関以外の多様な主体の積極的な参画が鍵となります。したがって、地域計画の実効性を発揮させるためには、できるだけ早い段階から、幅広く意見交換を行い、各主体の認識の共有を図りながら計画づくりを進めていくことが重要です。

さまざまな主体から幅広く意見を聴く方法としては、「検討委員会」等の組織を設け、関係者が一堂に会して意見交換を行うことが効率的ですが、委員会に参画できる人数には限りがあることから、地区毎に住民との意見交換会を開催する、企業等を訪問して意見交換を行う等によりきめ細かく補完していくことも重要です。

また、自治体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と地域計画を一体的に検討することにより、住民等からできるだけ多くの意見が得られやすくなると考えられます。

1) 地域住民

- 自然災害の犠牲者を最小限に抑えるためには、共助・公助が重要であることはもちろんですが、日頃からの備えや発災時の迅速・的確な行動など、住民自らの生命を守るための行動が何より重要です。
- 地域住民の方々に地域計画の検討に参画いただくことは、行政が幅広く地域の課題等を把握し、強靱化の取組の検討に活かしていくためだけでなく、自然災害にかかるリスクを住民が「自分事」として認識し、その上で住民一人ひとり、さらには地域で協力して取り組んでいただく取組の実効性を持たせるためにも極めて重要です。
- 住民参画の方法としては、
 - ・ 「検討委員会」等への住民代表の参加

- ・町内会や公民館などの地域ごとで座談会や懇談会を開催し、地域の課題等に関する意見交換を実施
- ・住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域の課題を抽出するとともに、その解決に対して取り組んでいくべきことを議論
- ・住民や自治会等へのアンケート実施等により、住民等が感じている課題等にかかる個別調査

など、さまざまな形態が考えられます。ワークショップやアンケートの結果を検討委員会等での検討に活かしていくとともに、検討委員会における議論の状況をきめ細かく住民に情報発信することで意識を高めていくという双方向のやりとりも重要です。

〔参考〕策定団体の例（市民団体へのヒアリング）

東京都国分寺市では、市民主体による地域防災力の向上を図るため、自主的に防災活動に取り組む人材（市民防災推進委員）の育成・認定や、地区単位で活動する自主防災組織（防災まちづくり推進地区）の指定、協定の締結を行っています。地域計画の策定にあたっては、市民防災推進委員会事務局員及び防災まちづくり推進地区代表者を対象にヒアリングを実施し、市民の考え方や意見等を聞く機会を設けました。

市民団体ヒアリングの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す国土強靱化の考え方や、市の地域計画の骨子案、リスクシナリオ案の説明を実施 ・地区の脆弱性や日頃からの防災上の気付き等をヒアリングシートに記載 ・全体発表を行い、参加者全員で共有
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市民防災推進委員会事務局員、国分寺市防災まちづくり推進地区代表者（約 30 名）
市民団体ヒアリングの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の重点化を図るうえで、市民団体ヒアリングの意見をリスクシナリオごとに整理 ・その結果を「施策重点化の視点」の一つとして考慮

〔参考〕策定団体の例（住民ワークショップ）

長野県東御市では、地域計画の策定にあたって住民ワークショップを実施しました。

ワークショップの目的	市民を交えてワークショップを実施することにより、災害に対する意識の向上と「起きてはならない最悪の事態及び想定される発災事例」の多様な視点からの洗い出しを実施
参加者	区長、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、地域づくり関係者（約 50 名）
ワークショップの結果	ワークショップを踏まえ、下記の観点を追加して検討を実施 ・ 電柱類の倒壊による人的被害の発生 ・ 都市ガス等の破断により発生する火災・延焼等の被害 ・ 情報伝達経路の多重化の促進 ・ 地域における危険箇所の点検監視体制の構築

（ワークショップの様子）



〔参考〕策定団体の例（アンケートの実施）

山梨県大月市では、地域計画の基礎資料とするため、策定に際して住民アンケートを実施し、その結果を地域計画に掲載しています。

（アンケート票）

(資料) 一般用アンケート

II 強靱な地域への方策に関することについてうかがいます。

問6 あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか、それとも危険だと感じていますか。(1つに○)

1 安全	2 ある程度安全
3 安全とも危険ともいえない	4 多少危険
5 危険	6 わからない

問7 今後起こりうる大規模自然災害として、脅威に感じる災害を2つまで選んでお答えください。(2つまでに○)

1 地震
2 富士山の噴火
3 土砂災害
4 豪雨災害
5 豪雪災害
6 その他
7 わからない

※この場合の豪雨災害とは、極めて短時間に降る集中豪雨により発生する災害とする。

問8 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われる目標を2つ選んでください。(2つに○)

1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
2 災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること
5 災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
6 災害発生後であっても、生活・事業活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
7 制御不能な二次災害を発生させないこと
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

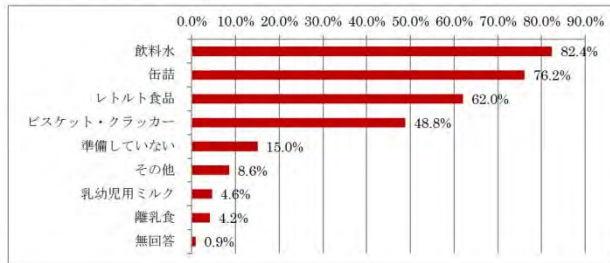
（アンケート結果）

問 大規模自然災害に事前に備えるべき優先度が高いと思われる目標(N=862)



3 強靱な地域に関する各家庭の取り組み

問 災害に備えて、水・食料などの備蓄として準備するもの(N=1308)



（出典：大月市強靱化地域計画）

〔参考〕策定団体の担当者の声

—まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透—

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見、例えば、〇〇地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだ、などといった声が上がりました。

それらの声を地域計画の中に取り入れたので、庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。

また、ワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

各地区で立ち上げているまちづくり協議会の懇親会では、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地域の強靱化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、ともに地域の強靱化を進めていきたいですね。」

2) 地域企業

- 地域で経済活動を行う企業は、地域が持続的に発展していく上で不可欠な存在であることはいうまでもなく、仮に甚大な被災等を契機に、他地域に移転してしまうような事態が生じた場合、地域に大きな影響を及ぼすことも考えられます。
- 一方で、企業にとっては、大規模な災害が発生した場合にも**被害を最小限に抑え、速やかに事業を元通りに再開**させることができるか否かが、工場等の立地を考える上で極めて重要となります。
- そのためには、企業自らの強靱化対策が重要であることはいうまでもありませんが、**ライフラインの途絶や、サプライチェーンを分断する道路・港湾などのインフラ施設の機能喪失**は企業の活動レベルを大幅に低下させることから、それらが地域に及ぼす影響の大きさも考慮して、行政としても強靱化の取組を進めていく必要があります。
- また、一時的な避難場所の確保や災害時の物資供給など、**地域防災の担い手として企業に期待される役割**は大きく、企業の積極的な協力を得ることは地域の強靱化を進めていく上で極めて重要です。
- これらのことから、地域計画の検討を行う際、企業との十分な意見交換を行うことの意義・重要性は極めて大きいと考えられます。これまでの地域計画の策定時にも、商工会議所・商工会の方等に検討委員会に参画していただいている事例が見られますが、これらにとどまらず、必要な場合には企業への個別訪問等により意見交換を行うことも有効です。

〔参考〕策定団体の担当者の声

—民間にも強靱化の動き—

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体でも『自分たちは何ができるか?』と考える動きが生まれてきました。例えば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

3) 国・都道府県・隣接市町村等

- 前述のとおり、地域の強靱化は行政のみならず住民・企業等のさまざまな主体の協働により進めていく必要がありますが、行政機関に限ってみても、市町村域における強靱化の取組主体は当該市町村だけではなく、他地域を結ぶ緊急輸送道路など広域的・基幹的な防災機能を果たすインフラ施設は、国や都道府県が担うものが多くあります。
- したがって、市町村の強靱化を計画的・効率的に進めていくためには、国（地方支分部局を含む。）や都道府県との緊密な連携が不可欠です。国や都道府県の担当者が市町村における地域計画の検討に参画することにより、市町村の課題や目標、それを実現するために最優先で取り組むべき対策の必要性・重要性等にかかる認識が各機関で共有されることから、強靱化の取組の円滑な推進につながることを期待できます。
- また、強靱化の取組において検討対象とする「起きてはならない最悪の事態」を発生させる災害は被害が広域的に及ぶものが多いことから、このような災害に対しては、それぞれの市町村のみではなく、都道府県や隣接する市町村と緊密に連携を図りながら検討し、対策を講じていく必要があります。
- このため、都道府県が地域計画の改訂の検討を行うにあたっては、管内の市町村との意見交換を十分に行うとともに、改訂を行った際には計画に定めた内容や考え方等を市町村に丁寧に説明することにより、都道府県・市町村の両計画の一体性が図られたものとするのが重要です。
- さらには、これまでの地域間の連携関係を踏まえ、広域的に被害を及ぼす災害に対して一体的に備えることの有効性・重要性や、職員数が限られる自治体の負担を軽減するという観点から、近接する複数の市町村が合同で地域計画を策定する、あるいはリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の検討等の一部作業を共同で行うことも有効です。
- これらに加え、地域の強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等さまざまな重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであることから、それらに関係する機関（交通・物流、

エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等) などの幅広い参画・協力を得て検討を進めていくことが重要です。

〔参考〕策定団体の例（複数市町村が合同で当該圏域を包括する計画を策定）

●有珠山周辺地域 1市3町

伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町が合同で「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定（令和2年3月）。

①合同策定に至った背景・経緯

洞爺湖町、伊達市、豊浦町、壮瞥町には、おおよそ20年から30年の周期で噴火を繰り返す有珠山の噴火災害をはじめ、地震や津波、豪雨による洪水、土砂災害といった自然災害リスクが存在している。

有珠山が噴火した場合には周辺市町のみならず影響が非常に広範囲に及び、一つの自治体で対策にあたることは非常に困難であることから、有珠山周辺市町及び防災関係機関等で構成する有珠山火山防災協議会において平素から防災・減災対策に取り組んでいる。

有珠山周辺地域は、温暖な気候を活かした農畜産業や火力発電所・大規模なメガソーラーなど食料とエネルギーの供給地であり、北海道ひいては国の強靱化に大きく資するポテンシャルを有している一方で、人口減少や高齢化、安心安全な生活と地域活性化に不可欠なインフラ整備が十分進んでいないなど課題を抱えている。

上記のとおり、地理的な面において共通する自然災害リスクや行政課題を有していることを踏まえ、平素からの連携の枠組みを活用して有珠山周辺地域全体の強靱化へとつなげるため、北海道強靱化計画と調和した「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定した。

②合同策定の手順

策定体制

有珠山周辺地域国土強靱化地域計画に係る検討会議
構成 → 洞爺湖町【事務局】・伊達市・豊浦町・壮瞥町

リスクシナリオの設定

北海道全体の自然災害を網羅した道計画のリスクシナリオを活用し、各市町が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（砂防設備等の整備など）を設定し、該当する市町について、白丸で表記した。

KPIの設定

各市町毎に施策プログラム（付属資料）を作成し個別施策の目標値を設定した。

③合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【共同で取り組むべき事業の明確化】

有珠山火山避難計画の策定、コミュニティ FM 活用事業、洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業など、1市3町が共同で取り組むべき事業を整理することで、一体的な事業推進が期待できる。

【さらなる連携の強化】

有珠山噴火災害をはじめとする自然災害のリスクや人口減少・少子高齢化などの行政課題克服のための施策推進にあたり有珠山周辺地域市町間はもちろんのこと、国・北海道との連携強化が期待される。

(令和2年 防災訓練の様子)



〔参考〕策定団体の例（複数市町村が合同で当該圏域を包括する計画を策定）

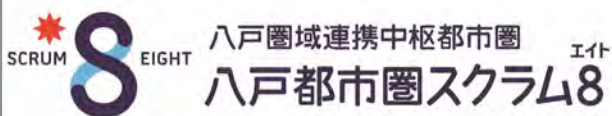
●八戸圏域連携中枢都市圏

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町が合同で「八戸圏域 8 市町村国土強靱化地域計画」を策定（平成 31 年 3 月）。

①合同策定に至った背景・経緯

八戸圏域 8 市町村は、気候・風土を共有し、藩政時代から一体的なまとまりがある地域として歴史を刻み、通勤・通学や買い物、医療といったあらゆる面で結びつきがある。また、ごみ処理やし尿処理、消防や水道などさまざまな事務を共同で行ってきた。このような歴史的・日常的な結びつきを背景に、平成 21 年に定住自立圏、平成 29 年には連携中枢都市圏に移行し、その中で、危険空き家対策や福祉避難所の相互利用、ドクターカーなど、防災・災害対策に関わる取組を行ってきた。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、圏域においても地理的なつながりから津波や洪水といった共通のリスクがあるため、8 市町村がさらなる連携のもと災害対策に取り組むことが安全・安心な圏域の実現につながるという共通認識から合同策定に至った。



②合同策定の手順

策定体制

専門的見地からの意見等を聴取するため、外部有識者により構成される「検討会議（有識者）」を設置し、計画内容の検討を実施した。また、市町村担当課長会議を設け、市町村間の調整・連携を図った。各市町村の内部では、庁内策定会議を設置するなどして庁内での検討が進められた。

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各市町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（住宅の耐震化など）を設定し、該当する市町村について、白丸で表記した。

「連携項目」の設定

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

③独自の取組

「連携項目」の設定

圏域全体の国土強靱化の推進に向け、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

「協定に基づいて実施している取組」の設定

八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定に基づき、大規模災害時における各市町村の相互応援体制の連携及び強化を図るため、支援要請の手順や情報伝達機器の使用方法等を確認する訓練実施を明記した。

「今後検討していく連携項目」の設定

近年の頻発化・激甚化する災害に対しては、これまで以上に広域連携で取り組んでいくことが有効であるという認識とともに、今後も各市町村において予算や人的な制約が強まっていくことが予想されている中で、類似事業の共同化や資源の相互補完等により効率化を図るという観点から、新たに「今後検討していく連携項目」として、12 項目を設定した。これらは、計画策定後に 8 市町村で検討していくこととした。

1. 避難体制の検証・強化
2. 住民向け防災研修会の開催
3. 外国人のための防災教室の開催
4. 合同防災訓練の実施
5. 防災教育の推進
6. 集落の孤立防止対策
7. 防災拠点の整備
8. 消防団員の確保に向けた広報・周知
9. 自主防災組織情報交換会の実施
10. 住民等への情報伝達手段の研究
11. 防災関係職員合同研修会の開催
12. 防災関連マニュアルの共有

④合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【事務の軽減】

有識者会議の運営や市町村間の調整等を担った八戸市での事務負担増はあったが、それ以外の市町村では単独で策定するよりも事務の軽減が図られた。

【広域の視点で捉えることによる防災力の向上】

例えば、想定最大規模の洪水浸水想定区域について、単独の市町村で避難場所を確保できない場合には、8市町村で広域避難の検討を行うことも予定されており、広域の視点で捉えることによる防災力の向上につながる。

【顔の見える関係の強化】

計画を策定する過程及び今後12の連携項目を具体化していくにあたり、8市町村で何度も協議する機会を通じて顔の見える関係強化につながる。実際、令和元年東日本台風の際、岩手県の久慈市や普代村に対し、「大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定」に基づく物資支援を実施した際、八戸圏域8市町村の対応の取りまとめにあたって、平成30年度中の計画策定の過程で培われた顔の見える関係により、スムーズに役割分担が図られた。

【各市町村のノウハウ共有による災害対応力の向上】

例えば、12の連携項目の1つである「防災関連マニュアルの共有」について、それぞれの市町村が作成している避難指示等の発令マニュアルを共有し、どのようなタイミングで避難指示等を発令すればよいのかといったノウハウを共有することで、各市町村の災害対応力の向上につながる。

【安全・安心な圏域への貢献】

計画に記載した12の連携項目の具体化と、その過程で培われた信頼関係、それぞれの市町村が持っているノウハウが共有されることで「安全・安心な圏域への貢献」につながる。

庁内における変化、効果

【強靱化に向けた役割分担の明確化及び方向性の共有】

計画策定の過程でそれぞれの課の役割分担が明確化されたことや、脆弱性評価及び対応方策の検討を庁内部局が横断的に実施したことで、現状の課題や今後の方向性を共有することができた。

〔参考〕策定団体の例（複数市町村が合同で当該圏域を包括する計画を策定）

●鳥取県西部7町村

鳥取県日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町が合同で「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を策定（平成30年3月）。

①合同策定に至った背景・経緯

西部7町村では、避難計画の共有や避難所設置訓練の合同実施等を通じて、防災担当者の連携が強く、防災・減災対策における広域連携の有効性について理解があった。また、平成12年の鳥取県西部地震を経験し、ライフラインや施設等を相互に補完しながら災害対応にあたった教訓が現在まで共有されていた。さらに、防災面以外でも、広域事務等において日常より連携があった。

こういった土壌を踏まえ、地域計画の合同策定にかかる県からの提案に対し、防災担当者会議及び副町長会での合意を得て、策定を行った。

②合同策定の手順

策定体制

テーマ（保健・医療分野、国土・交通分野、行政、住宅、産業）ごとに各町村の担当課長級が参加するWGにおいて協議した。協議事項は、WG後に、各町村に持ち帰り、それぞれの庁内で検討した。

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

脆弱性評価の実施

県が実施した脆弱性評価結果を援用し、各町村で実施した。

KPIの設定

県計画で設定している227の指標で、町村で該当するものを県が抽出し、WGで町村に提供し、各町村はそれぞれの実態に応じ、これ以外のKPIも独自に設定した。また、県は保有データの提供を行った。

③合同策定による変化・効果（県及び町村担当者の意見）

他の行政機関との関係における変化・効果

- 県の指導のもと、策定段階から近隣の町村と情報共有を行ったことで、連携・情報共有体制が強固になり、策定後も継続している。
- 他町村と横並びで脆弱性評価を行うことで、より客観的な評価が可能となった。
- タイムラインの共有や避難所運営訓練の合同実施など、連携可能な施策がより効果的に行われるようになった。
- 関係機関との長期的な連携、目標共有について今後の取組のきっかけとなった。

庁内における変化、効果

- 脆弱性を数値化することにより全部局での横断的な取組の促進ができた。
- 各課で目標が明確化し、意識醸成のきっかけとなった。
- これまで耐震化診断等を行えていなかったが、計画策定により必要性の認識ができたことで、優先的に着手しようということになった。
- 計画策定を行ったことで、予算要求がしやすくなった。

なお、鳥取県内では、この他に、東部の4町村（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）、中部の4町村（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）でも、それぞれ合同で「鳥取県東部4町国土強靱化地域計画」、「鳥取県中部4町国土強靱化地域計画」が策定されている。

【参考】策定団体の例（複数市町村が計画策定作業を協力して実施）

●北海道檜山振興局管内 7 町

北海道檜山振興局管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の 7 町が共同で策定作業に取り組み、7 町それぞれで国土強靱化地域計画を策定（平成 30 年 10 月 1 日に全町で同日施行）

①共同策定に至った背景・経緯

檜山管内 7 町は、1993 年（平成 5 年）に北海道南西沖地震を経験した地域として自然災害への意識が高く、近年、多発するゲリラ豪雨による土砂災害や台風・地震による被害の発生に加え、国・道による国土強靱化に向けた取組を機に地域計画の策定を検討することとなった。

地域計画の策定は、基本理念を町の施策に反映し、実施することで国土強靱化の取組が推進され、人命の保護など基本目標を達成する上で効果的と判断。また、国の基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図るとともに隣接する各町との地域計画とも相互に調整を図ることが地域の強靱化に必要と考え、檜山地域として統一的な計画とすべく管内 7 町で検討することとなった。

（上ノ国町内の夷王山上空から写真）



（江差町内のいにしえ街道の町並み）



②共同策定の手順

【北海道（振興局）が共通の課題・取組内容を提案】

北海道強靱化計画のうち檜山管内にも該当する部分を抽出し、共通の課題・取組内容を提案した。

【地域計画の構成】

地域計画の構成については、管内 7 町に共通の、一体的に取り組む必要がある項目（共通項目）と各町独自施策を柔軟、効果的に実施するための項目（独自項目）で構成することとした。

また、地域計画の推進管理が効率的・効果的に行えるよう、町総合計画との一体化も視野に入れ策定することとした。

【リスクシナリオ等の選定】

北海道強靱化計画におけるリスクシナリオ等を活用し、檜山地域の実情に応じた内容により推進方針、脆弱性評価の考え方、リスクシナリオ等を抽出、各町にあてはまる項目を選定した。

【KPI の設定】

北海道強靱化計画における指標を参考に、町総合計画において定められている指標及び各個別計画における指標により各町それぞれの実態に応じ設定した。

③共同策定による変化・効果

【他の行政機関との関係における変化・効果】

- 北海道（振興局）の調整により、策定段階から管内各町と情報共有、議論を行ったことで、国土強靱化の取組はもとより、地域振興、地域課題への連携、情報共有体制が強まった。
- 檜山地域以外の自治体との協力の必要性について、日本、北海道全体としての必要性を考慮することができるようになった。

【庁内における変化、効果】

- 各リスクシナリオに対応する施策を抽出することにより、あらゆる分野（福祉・教育など）から最悪の事態を回避するための対策を検討する意識の醸成が出来た。
- また、最悪の事態を回避するため、各部署間の連携、協力体制強化のきっかけとなった。

4) 有識者の知見の活用

- 地域計画の内容のさらなる充実を図るため、1)～3)で示した強靱化に関わるさまざまな主体に加え、専門的な知見を有する有識者の助言を得ることも大変重要です。
- 助言を得る有識者の専門分野としては、防災・減災、国土強靱化の他、まちづくり、リスクコミュニケーション¹、地方自治などが考えられますが、これらにかかわらず、強靱化の取組を進めるにあたってそれぞれの地域が有している課題を踏まえて検討を行って下さい。
- また、計画策定時に助言いただいた有識者には、**計画策定後の推進段階にも引き続き委員会等に参画**いただくことで、より有用な助言を得られることが期待でき、効果的な計画の推進（進捗管理）につながるとともに、**次期計画改訂の際に内容のさらなる充実・深化を図っていくにあたり、現計画推進時の課題を踏まえた助言が期待できる**ことから、極めて有効と考えられます。

〔参考〕策定団体の例（多様な主体の参画）

連携の方法	参画する主体
外部有識者会議の設置	学識経験者
総合計画と併せて総合計画審議会 で検討を実施	国・都道府県の関係機関、周辺市町村、警察、消防、自衛隊
意見交換会・ワークショップ の開催	民間事業者（ライフライン（鉄道・情報通信・電力・ガス等）、マスコミ（報道事業者・新聞社）等）
市町村防災会議での意見 聴取	地域の関係団体（医師会、自治会連合会、農業協同組合、商工会、校長会、婦人会、消防団等）
書面（パブリックコメント 等）による意見聴取	地域住民 等

¹ リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

〔参考〕策定団体の例（有識者等が参画した会議の開催）

- 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」の設置に加え、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。構成メンバーは以下の通りです。

座長	山梨大学大学院 教授
委員	明治大学 危機管理研究センター 特任教授 山梨市消防団 団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房 国土強靱化推進室 企画官 山梨県 峡東建設事務所 所長

- 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を聴取しました。構成メンバーは以下の通りです。

	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

- 八戸圏域8市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）は、学識経験を有する方等から幅広く意見を聴取するために、八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画検討会議を設置しました。

座長	八戸工業大学 教授
メンバー	八戸学院大学 地域連携研究センター 准教授 独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校 教授 東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長 青森県危機管理局 防災危機管理課 課長

(3) 国土強靱化地域計画に関する手続き

- 国土強靱化基本法には、地域計画を定める際の意見聴取等の手続きにかかる規定はありませんが、**地域計画が各地域における国土強靱化の指針として実効性を発揮**するためには、さまざまな主体から幅広く意見を聴き、認識を共有した上で計画策定を進めていくことが重要です。
- 特に議会に対しては、検討の各段階に応じて報告する等、十分な対応を講じていくことが重要です。市町村によっては、条例により議会の議決対象計画として位置付けている場合があるほか、議会が自発的に議会常任委員会の所管事務調査として地域計画にかかる調査を行う事例も見られます。
- また、さまざまな主体から意見を聴くことと合わせ、地域の代表者等が出席する各種会議の場や広報誌、ホームページ、SNS等を活用して、地域計画の検討状況にかかる情報発信を積極的に行うことも重要です。

〔参考〕策定団体の例

東京都荒川区	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年3回程度）の場を活用し、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討・ 東京都及び内閣官房国土強靱化推進室と個別協議等を実施・ 「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を実施・ パブリックコメントを実施・ 地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付
静岡県掛川市	<ul style="list-style-type: none">・ 防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見聴取を実施・ 市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画（案）の報告、説明を実施

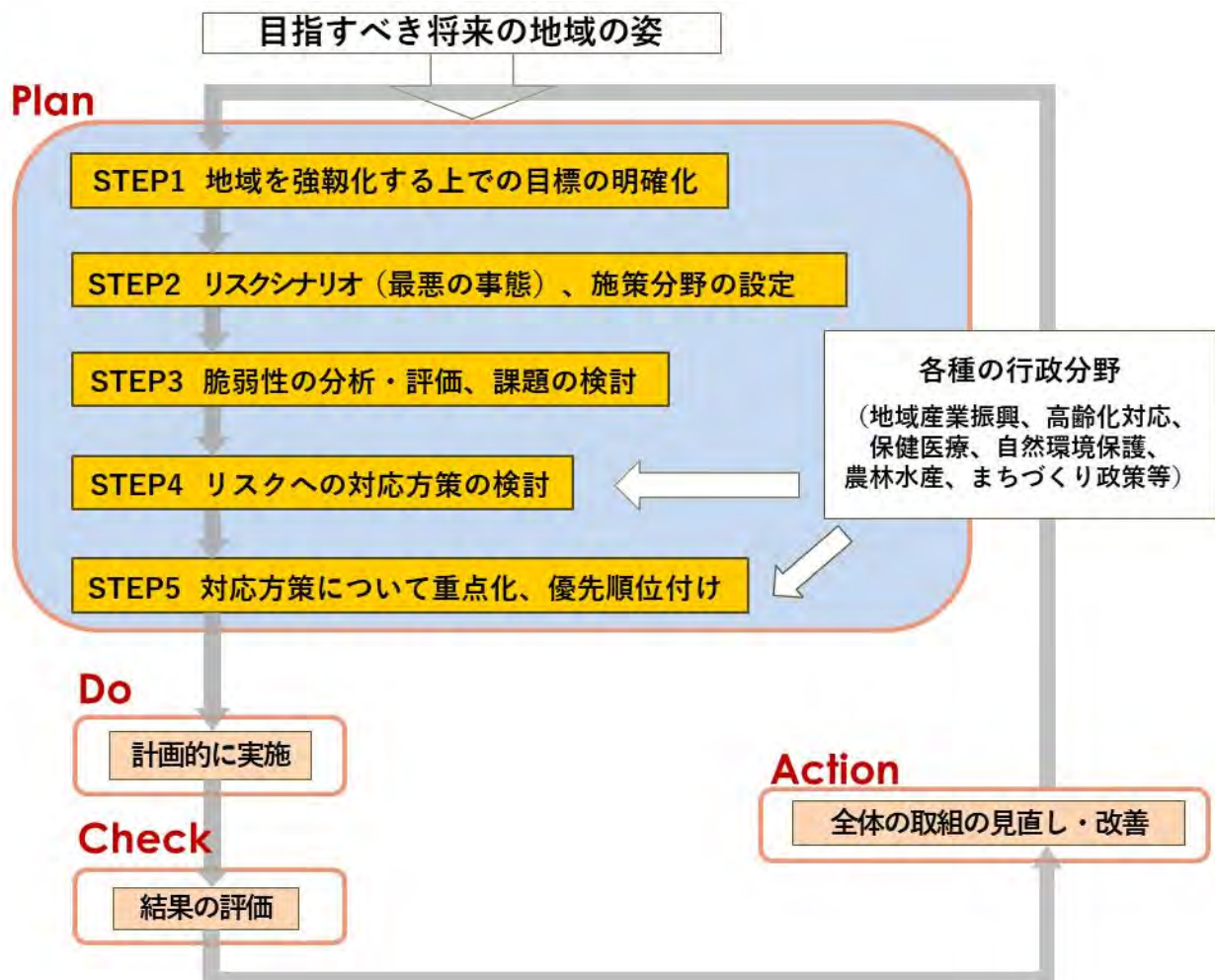
2. 国土強靱化地域計画策定・改訂の基本的な進め方

地域の強靱化は一朝一夕に成し遂げられるわけではなく、長期間にわたって取り組んでいく必要があるものです。このため、地域計画も「一度策定したら見直すことなく、あとは推進するのみ」というのではなく、PDCA サイクルを繰り返し、より効率的・効果的に進捗が図られるよう随時見直しを行っていくことが不可欠です。

PDCA サイクルのイメージは下図のとおりであり、このうち計画の策定・改訂は「Plan」の部分にあたります。一般的な手順として、STEP1～STEP5 としていますが、検討の過程で必要な場合には手前のステップに戻って見直すことも大切です。

また、計画を改訂する際には、全てのステップを一からやり直さなければならないものではありませんが、各ステップの内容について、現在の計画に記載されたものから見直す必要が無いか十分確認いただいた上で、必要な項目について見直し、充実を図って下さい。

なお、これまでに都道府県・市町村において行われた事例を、43 頁以降に各ステップ別に記載していますので、あわせて参考として下さい。



(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定

- 計画を策定するにあたって、目指すべき目標、理想となる絵姿を定めることは検討の第一歩です。地域計画の最終目標である「目指すべき将来の地域の姿」は、甚大な自然災害が発生したとしてもその被害を最小化させ、速やかに復興を行うことが可能な『「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会』が実現されることです。
- この「目指すべき将来の地域の姿」は、**地域の強靱化に取り組む全ての者の「共通の目標」**であり、さらには、被災後の復興事業の困難さに鑑み、事前に被災後の復興まちづくりを想定し、準備するために策定する**事前復興まちづくり計画の目標**ともなり得るものです。
- したがって、「目指すべき将来の地域の姿」は、当該地域において発生するおそれのある**自然災害のリスク**を踏まえ、**地域の自然的・地理的特性や社会的特性（地域の強み、地域の果たすべき役割等）**を反映した、できる限り具体性を持ったものとするのが重要です。
- なお、ここでは検討の各ステップに入る前段階として「目指すべき将来の地域の姿」を定める旨記載していますが、地域のリスクやリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）等と一体的に検討する必要がある場合には、STEP1、STEP2等と並行して進めていくことも考えられます。

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

ポイント

- ・「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向けて取り組む具体的な施策の検討を進めていくため、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」も念頭に置いて目標を設定する。
- ・長期的な目標のみならず、限られた期間内に最大限の効果を発揮するため、地域計画に計画期間を定め、計画期間内における短期的・中期的な目標も立てる。
- ・効率的・効果的に検討を進める上では、地域計画と総合計画の策定を一体的に行うことも有効である。

- 地域計画において定める「目標」は、「目指すべき将来の地域の姿」の実現のために取り組まねばならない強靱化施策を具体的に検討していく上で重要な役割を果たすものであり、STEP2 で実施する「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」とも整合が図られている必要があります。
- 国の基本計画においては、4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を定めています。これらの目標や、市町村においては都道府県の地域計画で定められた目標も参考にしつつ、「目指すべき将来の地域の姿」を実現する上で必要となる独自の目標を具体的に定めることが重要です。

【参考】国土強靱化基本計画における「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【参考】国土強靱化基本計画における「事前に備えるべき目標」

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 地域計画は「目指すべき将来の地域の姿」を最終目標とするものであることから、中長期的に取り組む事項が多く含まれます。その一方で、長期にわたる取組であるゆえ、計画を推進していく中で**地域を取り巻く環境の変化等による新たな課題や、新たな知見を踏まえて取組内容を見直す必要**が生じることもしばしば起こります。
- また、災害はいつ発生するか分からないことから、強靱化の取組は常に**限られた時間で最大限の効果**を得られるように進める必要があります。そのため、地域計画には中長期的な目標のみならず**短期的な目標を定め、当該期間内で取り組むべき具体的な事業等を明確にしてスピード感を持って取り組むことが重要**です。
- 以上のことから、強靱化を効率的・効果的に進めるためにも、**地域計画に計画期間を定めて強靱化に取り組むことが不可欠**です。多くの自治体では、概ね5年程度に設定されています。
- なお、**地域計画は国土強靱化にかかる最上位の計画**であることから、市町村で策定する総合計画にも、地域計画の内容が反映されている必要があります。**地域計画と総合計画の整合を図りながら計画的に災害に強いまちづくりを行う上でも、また多様な主体の参画を得て効率的に検討を進める上でも、両計画の検討を一体的に進めることが効果的**と考えられます。このことから、現在地域計画と総合計画の計画期間の終期がずれている場合には、次期計画改訂の際に、両計画の**計画期間・改訂時期を合わせる**こともご検討下さい。

(3) STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

ポイント

- ・過去に経験した災害はもとより、他地域で発生した災害やその際に生じた事象や課題、教訓、さらには学術的な知見等も参考にして、リスク（自然災害）及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を定める。

想定されるリスク（自然災害）や、それぞれの地域の特性を踏まえ、以下の手順によりリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定していきます。

① 自然災害の想定

- 地域計画の検討において、想定するリスク（自然災害）をどのように定めるかは、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を考えていく前提として極めて重要であり、地域において発生するおそれがある災害を漏らすことなく抽出する必要があります。すでに作成している地域防災計画はもとより、国の基本計画や都道府県の地域計画も参考にしながら検討を進めて下さい。
- 自然災害を想定する際には、過去に発生した災害の記録が大変参考となりますが、過去の災害を上回る外力（雨量、風速、震度、波高等）の発生を検討に加える必要があることから、他地域で発生した災害や気候変動影響等の学術的な知見を参照することが有効な手段となります。

② リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

- 国の基本計画で定めた 45 の「起きてはならない最悪の事態」（資料編IV(5)参照）や都道府県のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域特性を踏まえて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。
- リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、①で想定した自然災害から生ずる直接的な被害に限定されるものではありません。そのため、「リスク（自然災害）からリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定する」

というアプローチだけでなく、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を先に想定した上で、その事態を引き起こす要因としてどのようなものが考えられるか、というアプローチで考えることも有用です。

- また、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を具体的に定めることは、それを回避するために「誰が」「どのような対策」を講じていく必要があるかや、講ずべき対策の優先順位を定める上で極めて重要です。そのため、各種ハザードマップ等も参考に、可能な限り「どこ（地域、構造物等）で」「どのような被害・事態が生じるのか」を具体的に記載するようにして下さい。

③ 施策分野の設定

- ②で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況も踏まえて施策分野を設定します。設定にあたっては、国の基本計画（12の個別施策分野と5の横断的分野）や都道府県の地域計画、また自団体の総合計画で定めた施策分野等が参考になります。なお、施策分野の設定により、庁内の検討作業を進める際の主担当部局の決定も行いやすくなります。
- 部局横断的な取組は、横断的分野として設定することも有効です。国の基本計画では人材育成、研究開発等を横断的分野に定め、将来にわたって取り組むべき施策として明確にしています。

【参考】国土強靱化基本計画で設定した12の個別施策分野と5の横断的分野

〔個別施策分野〕

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、D) 老朽化対策、E) 研究開発

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

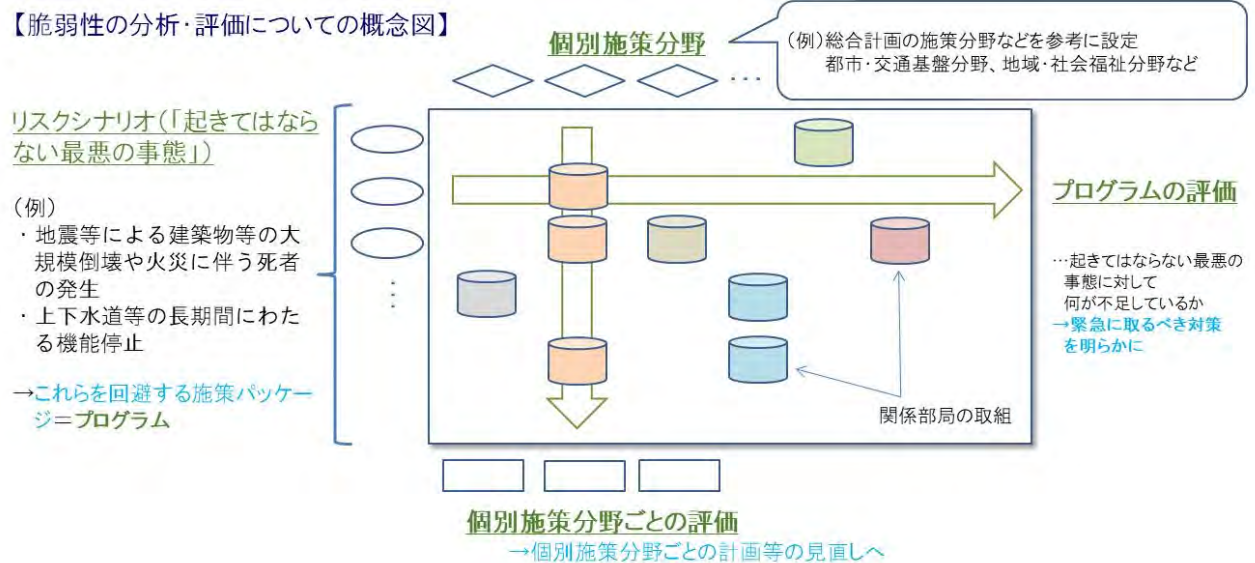
ポイント

- ・ リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、マトリクス上に現在取り組んでいる施策を整理する。
- ・ 整理されたマトリクスをもとに、リスクシナリオを回避するために取り組むべき施策に不足するものがないか、どの施策に重点的に取り組んでいく必要があるか等を明らかにする。

脆弱性の分析・評価は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こす要因を洗い出すものであり、地域の強靱化を進めていく上で非常に重要なプロセスです。

ここでは、各リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こす要因を取り除くために必要な施策として抜け落ちていないものがないか、あるいは取組が進んでおらず、早急に講ずべき施策がないか等を明確にしていきます。

【脆弱性の分析・評価についての概念図】



① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

- まずは、既に強靱化のために取り組まれている施策を整理するため、縦軸にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、横軸に個別施策分野を配置した「マトリクス」上に、既に取り組まれている施策を記載していきます。

- 既にある施策は、例えば、総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画からの抽出等により記載していくことが考えられます。その際、強靱化を主たる目的として実施されていない施策であっても、強靱化に資するものがあることから、丁寧に確認をしていく必要があります。

②STEP2 で設定した「個別施策分野」を入れる

(マトリクスのイメージ図)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保険医療・福祉	エネルギー	金融
直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 密集市街地や不特		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
①左列に STEP1 で設定した「事前に備えるべき目標」、右列に STEP2 で設定した「リスクシナリオ」を入れる		③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく ※総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策を抽出 等				
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					

- 「マトリクス」の作成により、個々のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する施策を確認（見える化）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況と連携、バランスが図られているか等の確認・分析を行うことが容易となります（策定支援ツールは資料編Ⅲ参照）。
- また、施策を整理したマトリクスをリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに横断的に見ていくことにより、当該リスクシナリオに対して現在取り組んでいる施策群（＝プログラム）として確認することができます。

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- それぞれのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための施策群（プログラム）及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。
- その際、各施策に指標（KPI（重要業績指標）；42 頁参照）を設定することにより、各プログラム・施策の目標設定や進捗状況の把握・評価が行いやすくなります。
- リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために、新たに取り組むべき施策はないか、実施中の施策を加速化して取り組んでいく必要はないか等の視点から、プログラムとしての脆弱性評価を行います。
- また、プログラムを構成する各施策が横断的に連携することで効果を発揮する場合もあります。限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めていくためにも、特定の施策分野に偏っていないか、連携して取り組むべき施策がないか等も確認しておくことが重要です。そのためには、各プログラムの脆弱性評価に加え、個別施策分野ごとの脆弱性評価も行う必要があります。
- 上記により得られた脆弱性評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次の STEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。その際、市町村においては、都道府県の脆弱性評価結果が参考になる場合もあります。
- なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことが考えられますが、改めて個別インフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（102 頁参照）にご相談下さい。
- また、脆弱性の分析・評価は、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な視点に立つて行う必要がある場合も考えられます。その場合、周辺の地方公共団体や国・都道府県の関係機関との間で問題意識を共有し、リスクへの対応方策の検討にあたって十分連携・協力を図る必要があります。

【参考】マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】

		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1. ...	〇〇〇〇...					
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定
		××××...					
	5. ...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策
		△△△△...					
	6. ...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保
	□□□□...						

②マトリクスを読み解く

上記のマトリクスを丁寧に見ていくと、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気が付きます。この気付きのフェーズがとても重要です。

【イメージ】

		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1. ...	〇〇〇〇...					
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	防災教育が含まれていない	ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定
		××××...					
	5. ...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策
		△△△△...		民間企業のBCP策定が必要では？			
	6. ...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保
	□□□□...				道路整備は防災の観点も必要では？		

③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気づきをもとに、庁内会議などで現状を確認していきます。国土強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども国土強靱化に役立つような施策などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。

【イメージ】

		個別施策分野						
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1.・・・	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	防災教育が「含まれていない」点 →「防災教育の推進」を追加	教育活動の充実 防災教育の推進	水位周知河川の指定		施策が全くないリスクが存在している！
	5.・・・	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
	6.・・・	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備	
								道路整備は防災の観点も必要では？ →強靱化の効果（位置づけ）も確認

④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとについては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。

【イメージ】

		個別施策分野						
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	
目標・リスクシナリオ	1.・・・	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大			教育活動の充実 防災教育の推進			プログラムの評価（脆弱性を評価）
	5.・・・	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
	6.・・・	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備	

個別施策分野ごとの評価（整理）

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

ポイント

- ・ 「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な施策をハード・ソフト両面から洗い出す。
- ・ 施策の抽出は、自らが行うものだけでなく、国や都道府県が実施するものや、住民・企業が主体となって取り組むものも含めて網羅的に行う。
- ・ 住民・企業や関係機関と十分連携・協働を図りながら検討を進める。

- STEP3 において行った、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために取り組むべき、あるいは加速化すべき施策の整理結果に基づき、今後取組を進める施策を洗い出していきます。
- このステップでは、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な施策をハード・ソフトに関わらず網羅的に抽出していくものであり、現在既に取り組んでいる施策のみならず、将来着手する予定のものも含めて検討する必要があります。
- また、自団体が実施するものだけでなく、住民や民間企業等が主体的に取り組むべきもの、国・都道府県が実施するものなど全てを、対応方策（推進方針）として記載していきます。
- 一般に、ハード整備には長期間を要するものも多いため、それらの整備が完了するまでの間は、当該ハード施策を補完するソフト施策の重要性がより一層大きくなります。そのため、施策の抽出にあたっては、「目指すべき将来の地域の姿」のみならず、そこに至るプロセス（途中段階）も考慮して、ハード・ソフト両面から、講ずべき施策の検討を行うことが重要です（必要な場合には STEP5（最優先で行うべき施策の設定）からフィードバックを行って下さい。）。
- なお、強靱化の取組は、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な観点に立って行うものであることから、地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災、国土強靱化を直接の目的としない分野についても十分考慮するようにして下さい。

- 上述のとおり、**対応方策（推進方針）**に記載すべき取組は、自らの団体だけで行えるものではなく、また隣接する地方公共団体と連携して実施する必要がある、あるいは連携して取り組むことが効率的・効果的なものもあります（行政機能のバックアップ等）。
- このため、検討にあたっては、庁内各部局の連携はもとより、**地域住民・企業や国・都道府県・隣接市町村などの関係行政機関と十分連携・協働**を図りながら進めていくことが不可欠です。

(完成イメージ)

【イメージ】		個別施策分野							評価	対応策		
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野					
目標・リスクシナリオ	1...	○○○○… 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定		脆弱性の評価	対応方策の検討			
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策						
	6...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築	道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備						
	□□□□…											
	評価	個別施策分野ごとの評価										

(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け

ポイント

- ・ 限りある期間、投資額等の中で最大限の効果を得るため、プログラムや施策の重点化・優先順位付けを行う。
- ・ 住民・企業等と連携して強靱化を効果的に進めるためにも、各施策について「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを具体的に計画に位置づける。

- 「目指すべき将来の姿」の実現まで長期間を要する地域の強靱化において、いつ発生するか分からない災害に対して、限りのある期間、投資額等の中で最大限の効果を得るためには、それぞれのプログラムや施策について重点化・優先順位付けを行い、短期的・中期的・長期的にどの事業等に取り組んでいくかを定めていく必要があります。
- 優先度の検討は、それぞれの地域が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急度等を考慮し、できるだけ客観性を確保しながら進めていくことが重要です。
- 上記のように、総合的な視点に立って計画的に強靱化の取組を進めていくにあたっては、STEP4 で記載したように、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な事業等を列挙し、それぞれの事業に要する事業費、事業期間等をできる限り具体的に把握する必要があり、これにより、個々の事業に優先順位を付け、「いつ実施するか」という計画を立てることも可能となります。
- 住民・企業等との地域計画の議論・検討を進める際にも、個別具体の事業名、内容等を列挙し、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」を行い、何年後に強靱化がどこまで進むのかを、図面等も用いながら明確にすることは大変重要であり、これにより、住民・企業等が主体的な役割を担うソフト施策についても、総花的なものではなく、具体的にどの取組に力点を置いていかなければならないかが明らかとなってきます。
- なお、上記の事業のうち、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により実施するものについては、加速化により前倒しされた完成時期等を計画に反映させ、関連するソフト施策等にかかるスケジュール等もあわせて見直すことにより、加速化対策の効果をより大きく発揮させることが可能となります。

- また、国・都道府県等の他機関との連携という観点からも、早い段階から目標時期を共有しておくことにより、各機関が行う個別事業の実施計画の検討・立案が円滑に進められ、効率的・効果的な事業実施につながります。そのため、中長期的に取り組む事業に関しても、できるだけ実施時期を明確にしておくことが有効です。

〔参考〕 個別の事業の実施内容の記載イメージ

①地域計画に記載する場合（別表等とする場合を含む）

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	5か年対策関係	現況	5年後(2027年)の状況
○○川河川改修事業	○○～○○間	○km	2018～2028	○億円	県	該当	約 50%	約 80%
○○地区ため池改修	○○市○○	1 か所	2023～2027	○億円	市	該当	0%	100%
県道○○バイパス道路	○○～○○間	○km	2017～2033	○億円	県		約 30%	約 60%
○○中学校防災対策	○○中学校	○か所	2022～2026	○億円	市	該当	0%	100%
○○小学校老朽化対策	○○小学校	○m2	2022～2023	○億円	市	該当	0%	100%
国道○号 CCTV 設置	○○市	○基	2025～2026	○億円	国	該当	0%	100%
当該地域の強靱化に必要な事業費合計				約○億円（うち、5年後（2025年）まで○億円）				

②地域計画で自団体の他の計画等を参照する場合

水産基盤整備事業 : ●●事業計画のp○～○参照

児童養護施設耐震化事業 : ●●事業計画のp○～○の表○参照 等

(7) KPI の設定

ポイント

- ・それぞれの対応方策について KPI（重要業績指標）を設定し、定期的に進捗管理を行う。
 - ・計画に明記している個別事業についても、できるだけ進捗度を数値化して示すことにより、強靱化の取組の進捗をより詳細に把握することが可能となる。
- 強靱化を効率的・効果的に進めるにあたっては、短期的・中期的・長期的な目標を定め、具体的な計画（スケジュール）を立てて取り組むことが重要ですが、それにあたり、進捗度を定量的に把握するためには、指標を定める必要があります。
- 指標は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、それを回避するためのプログラムを構成する施策のうち主要なものを選定し、「KPI（重要業績指標）」として設定するのが基本です。
- KPI は、地方公共団体自らの進捗管理のみならず、住民など強靱化に関わる全ての主体が、強靱化が着実に進んでいるかどうかを認識しやすくする上でも重要な役割を果たすことから、プログラムをイメージしやすい代表施策に対して定めることに留意する必要があります。
- また、STEP5 で記載したように、個々の事業をいつ実施するのかを明確にしている場合には、各事業の進捗度を示す現状値・毎年度の目標値を一覧表等に整理して示すことにより、強靱化の取組がどの程度進んでいるか、どの取組を改善していく必要があるのか等をより詳細に把握することができるため、極めて有効です。
- なお、地域計画への KPI の記載は、現状値と計画期間内の毎年度の目標値が示されているものが多いですが、長期にわたって取り組む施策に関しては、上記のように短期的な目標のみならず、中長期的な目標値も示すことで、住民等との認識の共有を促進し、協働によりソフト施策等を検討・実施していくのにも役立ちます。

3. 地域計画策定・改訂プロセスの各段階における取組事例

ここでは、地域計画策定・改訂の検討プロセスにおける、全国の地方公共団体の取組事例を示しています。これらも参考にしつつ、それぞれの地域の実情を十分踏まえて検討を進めて下さい。

(1) 「目指すべき将来の地域の姿」の設定

〔参考〕策定団体の例

- 下記は、各団体で設定した目指すべき将来の地域の姿の例です。総合計画等（長期ビジョンなど）に記載されている事項を参考にして設定している団体もあります。

岐阜県	<ul style="list-style-type: none">・ これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組を強化する・ 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る・ 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する・ 自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る
静岡県	防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す
愛知県	<ul style="list-style-type: none">・ 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること・ 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること・ 国全体の強靱化に大いに寄与すること
新潟県 新潟市	<ul style="list-style-type: none">・ 足元の安心安全の強化・ 救援・代替機能の強化
静岡県 掛川市	誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画

(2) STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

〔参考〕策定団体の例

- 国の基本計画や都道府県の地域計画に定められているものと同様の目標を設定している例が多く見られますが、それらに加えて「目指すべき将来の地域の姿」や地域の特性、求められる役割などに応じて独自の目標が設定されている場合もあります。
- 独自の目標が設定されたものを以下に例示します。

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する ・ 北海道の持続的成長を促進する
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国の防災拠点としての機能を果たす
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する
北海道札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済の成長 ・ SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与
青森県むつ市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「むつ市の孤立化」を回避すること ・ 人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
秋田県大仙市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな感染症等が発生しても感染対策を徹底し社会活動を停滞させない
栃木県日光市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財が迅速に再建、回復できる条件が整備されること
埼玉県さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする
東京都荒川区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり
神奈川県横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する
長野県松本市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光文化都市の維持
静岡県浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
愛知県名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他地域や他団体との連携を強化する ・ 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する
愛知県豊田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動による影響をできる限り最小化する
兵庫県神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応
奈良県橿原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確な情報処理を実施する
香川県坂出市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県の防災拠点の一つとして機能
長崎県長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

(3) STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

① 自然災害の想定

〔参考〕策定団体の例

- 地域特性に応じた自然災害の設定例
地震（巨大地震）、津波、豪雨・洪水・高潮などの風水害、土砂災害、液化、火山噴火、暴風雪・雪害、猛暑、渇水、林野火災（フェーン）、竜巻、突風、複合災害
- 自然災害に伴う二次災害・複合災害として、以下のリスクシナリオを設定している例もあります。
原子力施設からの放射性物質の放出、有害物質の大規模拡散・流出、原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散、新型インフルエンザの蔓延、コンピューターシステムの停止、ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水、大規模停電、住宅密集地及び工業地域等の大規模火災、防犯・交通安全、国民保護事案

② リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

〔参考〕策定団体の例

- 地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）が設定された例が多くあります。以下はその一部です。

市町村	独自のリスクシナリオ(例)	設定の意図
北海道札幌市 石川県小松市 など	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生/豪雪に伴う被害の拡大	豪雪による被害が想定されるため
三重県南伊勢町 和歌山県那智 勝浦町 など	観光客等の帰宅困難者の発生	観光地においては、帰宅困難者の対応が必要になる事態が想定されるため
山梨県山梨市 静岡県小山町 など	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態	道路網途絶による孤立化が想定されるため

静岡県掛川市 愛知県名古屋市 など	被災者の住居や職の確保等の 遅延による生活再建が大幅に 遅れる事態	多数の被災者発生による地域 経済への甚大なダメージが想 定されるため
静岡県掛川市 静岡県小山町 など	企業・住民の流出等による地 域活力の低下	企業・住民の流出による地域 経済への甚大なダメージが想 定されるため

※資料編Ⅱ(1)に、国の基本計画の45のリスクシナリオに加え、地方公共団体が策定した地域計画で設定した独自のリスクシナリオをまとめていますので、必要に応じて参考にして下さい。

- リスクシナリオに説明を加えることで解釈の統一や、住民等の理解の促進を図った事例もあります。

市町村	設定した リスクシナリオ	想定される発災事例とされた内容
長野県 東御市 (一部抜粋)	住民や不特定多 数が集まる施設 の倒壊・火災に よる死傷者の発 生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地における大規模火災の発生 ・公共施設、商業施設等の倒壊、火災の発生 ・電柱類・ブロック塀の倒壊による人的被害の発生 ・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼の被害
	河川の氾濫に伴 う住宅等の建築 物の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨に伴う河川等の氾濫

③ 施策分野の設定

〔参考〕策定団体の例

- 基本計画にはない独自分野の設定例
少子高齢化、地域振興、産学官民・広域連携、若者定住、安全安心、教育文化、耐震化、防災危機管理
- 総合計画等を参考にして地域計画の施策分野を設定する例も見られます。その際、「横断的分野」について同様のものが総合計画等になれば、追加することもできます。以下下記は特徴的な横断分野を独自に設定した例です。

市町村	独自の横断分野	主な内容
東京都荒川区	荒川区民総幸福度（GAH）	区の強靱化により、不安を減らすとともに安心感を増やし、区民の幸福度を向上させるとして設定
三重県 南伊勢町	地域振興 若者定住	地域コミュニティ強化に加え、地域の活性化に必要な施策や仕組みを検討していく枠組として設定

(4) STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

〔参考〕策定団体の例

（マトリクス（一部）の例①）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野		
		①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策 	
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化 	
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策 		
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の実施 ○情報通信の多重化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備

(マトリクス (一部) の例②)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策名	施策分野		
			①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施	○		
		○消防団の強化	○		
		○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備	○		
		○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上	○		
		○協定締結の強化	○		
		○建築物等の安全対策		○	
		○密集市街地の整備		○	
		○大規模盛土造成地の安全対策		○	
	1-2 大規模津波等による多数の死者の発生	○マンホール浮上対策		○	
		○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
		○市有施設の津波対策	○		
		○避難場所等の整備		○	
		○災害時要援護者の支援体制の整備			○
	1-3 広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○福祉避難所の強化			○
		○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
		○下水道整備		○	
	1-4 土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○樋門操作の自動、遠隔操作化		○	
		○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策	○		
	1-5 情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施			
		○情報通信の多重化	○		
		○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化	○		
		○消防機関における県域での情報通信網の整備	○		
		○電力の確保	○		
○災害時要援護者に支援体制の整備				○	
○外国人に係る支援体制の整備				○	

〔参考〕策定団体の担当者の声

—マトリクスで他部局と情報共有—

「他部局が何をしているのかしっかりと把握していませんでしたが、脆弱性評価のための情報シートを作り、各部局の施策をマトリクスにして全体で共有することにしました。それにより他部局の取組を知ることができ、『私たちはどうしたら良いか、こういうのをやってみようか』と考えるようになりました。脆弱性評価がきっかけとなり、他部局と情報共有ができるようになりました。」

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

〔参考〕策定団体の例

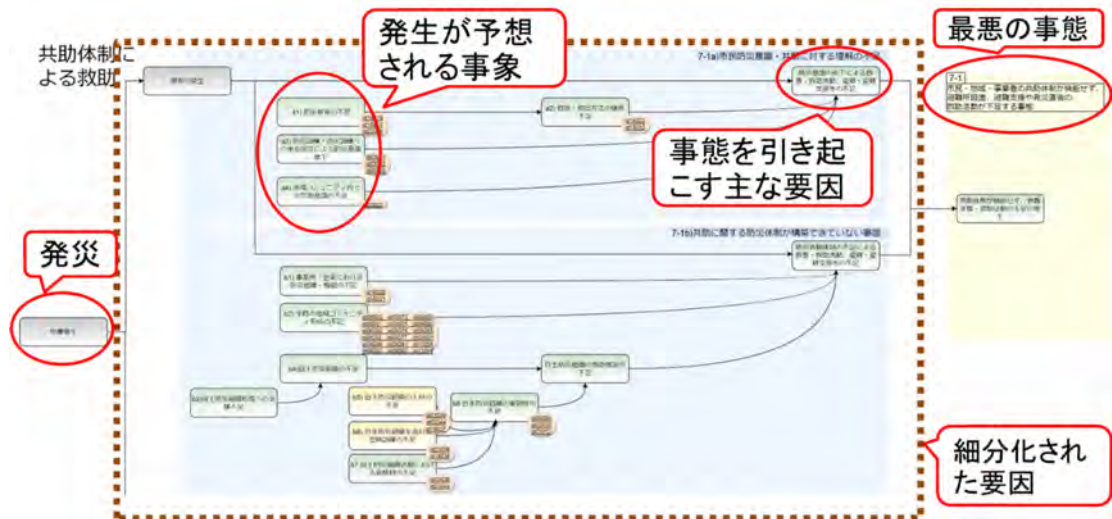
● 横浜市の例

横浜市では、脆弱性評価フロー図を導入し、細分化したリスクごとの評価・統合により脆弱性評価を実施しています。

① リスクを細分化した脆弱性評価フロー図の導入

「発災」から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に至るまでの発生プロセスを表した脆弱性評価フロー図を作成した。

脆弱性評価フロー図は、リスクシナリオを引き起こす要因を時間軸で分析し、全体の流れを可視化するもので、発生プロセスと施策を対応させて施策の漏れを判断するとともに、追加施策の必要性をより明確に説明できるようにしている。



脆弱性評価フロー図の作成にあたり、「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす“主要な要因”を「中リスク」、リスクシナリオを引き起こす原因となる“事象”の最小単位を「小リスク」として、全37のリスクシナリオを228の小リスクに細分化した。

その後、庁内の事業部局への施策照会を行い、小リスクの回避に寄与する施策・事業を分類・整理した。

リスクを細分化

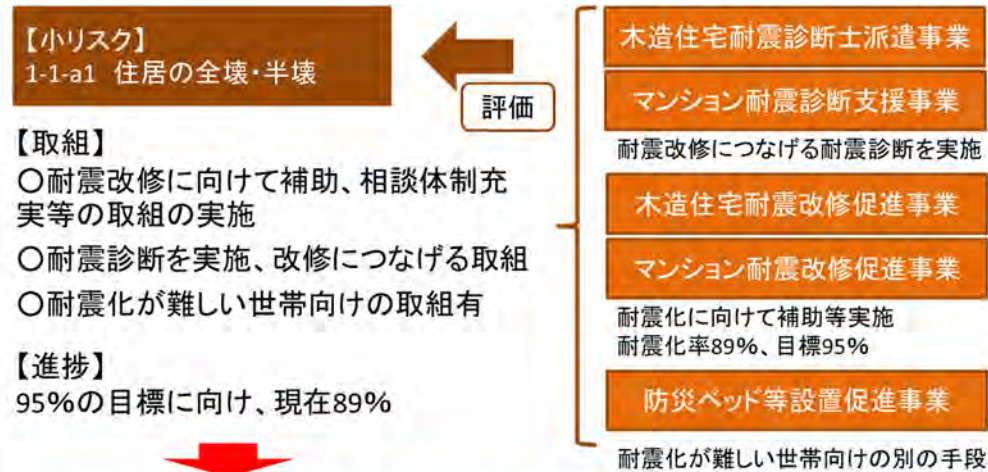
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価単位（中リスク（案））		脆弱性評価単位（小リスク（案））			
リスクシナリオ		中リスク		小リスク			
1-1 住宅・建物の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		1-1-a	住居全壊・半壊	1-1-a1	住居全壊・半壊		
		1-1-b	屋内での被災	1-1-b1	家具の転倒		
		1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保
				1-1-c2	避難所への避難経路における安全性未確保	1-1-c2	避難所への避難経路における安全性未確保
		1-1-d	不特定多数が集まる施設の倒壊・損傷等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊
				1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足	1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足
1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足			1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足		
1-1-d4	社会福祉施設の倒壊・損傷			1-1-d4	社会福祉施設の倒壊・損傷		
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	学校施設の倒壊・損傷	1-1-e1	学校施設の倒壊・損傷		
		1-1-e2	学校児童の避難行動の遅れ	1-1-e2	学校児童の避難行動の遅れ		
				1-1-e3	学校児童の避難行動中の負傷		
				1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷		
				1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷		
				1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足		

②細分化した小リスクごとの評価と、評価の統合によるリスクシナリオの評価

細分化した小リスクごとに評価を行い、それを一定の基準で統合する形でリスクシナリオ全体の評価を行っている。これにより、リスクシナリオごとの課題感を分かりやすく見えるようにしている。

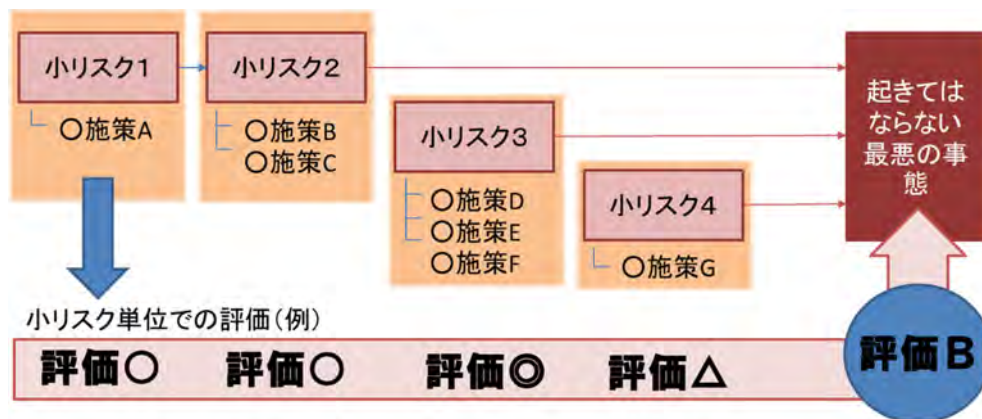
小リスクに対する現状の施策の対応度に関しては、以下の4段階の評価を行った。

- ◎：効果的な施策があり、十分な成果が出ている
- ：対応する施策があり、計画どおりの成果が見込めることから、引き続き推進していく
- △：対応する施策があるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある
- ×：対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある



引き続き取り組んでいくことで、小リスク「住居の全壊・半壊」(1-1-a1)に対応可能 ⇒ 評価「○」

最後に、それぞれの小リスク評価を総合して中リスクを評価し、中リスクを総合して、リスクシナリオ全体の評価を行った。



こうした評価に加えて、全体評価として「対応のポイント」や「効果がある評価された取組」、「評価の過程において指摘された現状・課題」をとりまとめたほか、全体評価の基礎となる「中リスクごとの評価」、評価に用いた「重要業績指標 (KPI)」も併せて記載した。

〔参考〕策定団体の担当者の声

— やって良かった脆弱性評価。意外な盲点を発見 —

「脆弱性評価を行ったところ、合併前の旧市町で建設した設備が「老朽化」の時期に来ているということが改めて浮き彫りとなりました。これまでは、新たな事業を推進する計画が中心だったため、古いものをどうするか、という点を脆弱性評価で気付けたのはとても良かったです。

また、非常時の飲料水確保はかなり進んでいたのですが、トイレや風呂に使用する生活用水という点では脆弱だということが明らかになりました。上水道の耐震化が平成25年度時点でも9.4%しか進んでいなかったため、重点化することにしました。

逆に、これまで重点課題と思っていた項目が、実はしっかり対策がとられていることに気付きました。例えば、情報インフラ対策は、既に防災通信機器の設置などが進んでいることがわかったので、重点化施策から除きました。

このように、脆弱性評価を部局横断の視点で行うことにより、見過ごしていた課題がはっきりして、共通課題として庁内全体で取り組むことができます。」

— 認識と現状の差異を再認識 —

「施設等の脆弱性について、認識と現状の差異を再認識し、より正確な現状分析を行うことができました。

計画の見直しにあたって脆弱性評価を再び実施した際、海岸防護施設、学校、道路橋梁の健全性調査などハード面での対策は順調に進んでいた一方、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の被害状況等を分析したところ、ソフト面（自助・共助意識の醸成、要支援者・情報弱者の避難行動促進など）の更なる対策が必要であることが分かりました。」

(5) STEP4 リスクへの対応方策の検討

〔参考〕策定団体の例

- 北海道では、脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を作成しています。プログラムでは、21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策をまとめています。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による）を設定しています。
- 千葉県旭市では、対応方策を「推進計画」として各プログラムに掲げ、プログラムごとにKPIを設定するとともに、取り組むべき主体も明示しています（以下は、「食料等の安定供給の停滞」のプログラムを地域計画から転載）。

5-3 食料等の安定供給の停滞

- ・ 農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施し、産業全体の体質強化を推進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】
- ・ 大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、南堀之内バイパス等の計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理、東総広域農道の適正管理を進めるとともに、銚子連絡道路及び清滝バイパスの整備を促進する。【千葉県】【市】
- ・ 南堀之内バイパスの整備（H21年度～R5年度 500百万円）【市】
- ・ 台風等の自然災害で被災した施設・設備（機械）の復旧を支援し、早期に営農を再開するための体制の整備を促進します。【千葉県】【市】
- ・ 首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【市】
- ・ 大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標（KPI）】

- ・ 銚子連絡道路の整備(供用済み延長)：6km（H30）→ 早期延伸（2024）
- ・ 道路ストックの計画的な維持管理：実施（H30）→ 実施（2024）
- ・ 農業産出額：582 億円（H30）→ 590 億円（2024）
- ・ 認定農業者数：790 経営体（H30）→ 800 経営体（2024）
- ・ 漁獲量：17,402 t（H30）→ 17,500t（2024）
- ・ 国県への要望（国・県道の整備促進）：実施（H30）→ 実施（2024）
- ・ 緊急輸送道路の指定：7 路線（H30）→ 必要に応じて追加（2024）
- ・ 南堀之内バイパスの供用開始延長：0.5km（H30）→ 1.1km（2024）
- ・ 清滝バイパスの整備(供用延長)：0（H30）→ 早期完成（2024）

〔参考〕策定団体の担当者の声

—地域計画に施策を掲げて推進も順調—

「地域計画の施策の一つに「民間企業との災害協定の締結数増」を掲げたことに基づいて担当部局が順調に取組を進め、策定後の1年で6件の協定を新たに結ぶことができました。

例えば、ゴルフ場とは、クラブハウスに避難者や一時滞留者を受け入れる協定を結びました。クラブハウスには、食堂や入浴施設が整っていますし、ヘリポートとしての広さも十分にあります。当自治体では以前からゴルフ場との協定を進めており、これで周辺すべてのゴルフ場と協力体制が構築できたこととなります。この他にも、老人福祉施設とは高齢者や要支援者のための福祉避難所としての利用について、地元のホームセンターが立ち上げた NPO 法人とはビニールシートなどの物資供給について、地元企業の一つとは救援物資と避難施設の提供について、そして段ボール製品の製造をしている企業とは段ボールでできたベッド等の提供について、それぞれ協定を結びました。また、災害時の協定ではありませんが、電柱に看板を出す権利と引き換えに避難所の表示もしていただく契約を結び、これにより無償で避難所の表示を増やすことができるようになりました。今後、こういう協力も進めていければ良いと思っています。」

(6) STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け

〔参考〕策定団体の例（重点化するプログラムの選定）

北海道	<p>21 の各プログラムを構成する 64 の施策項目について、ターゲットとする自然災害リスクを明確化した次の 3 つの施策分野に体系付けを行い、効果的・効率的な施策展開を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内における自然災害リスクに対し、「北海道自らの脆弱性を克服」するための施策分野 ・首都直下地震など道外における自然災害リスクに対し、「北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮」させる施策分野 ・これら 2 つの施策分野を下支えする「道内及び全国の強靱化を支えるネットワークの整備」に向けた施策分野 <p>なお、各施策項目の推進に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施策の進捗」 ・「影響の大きさ」 ・「平時の効用」 ・「各種災害に係る被害想定等の見直し状況」 <p>等を勘案し、毎年度、計画に基づく推進方策（アクションプラン）を策定し、機動的に対応</p>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・「効果の大きさ」 ・「緊急度・切迫度」 ・「施策の進捗状況」 ・「平時の活用」 ・「国全体の強靱化に対する貢献」 <p>という視点を総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定</p>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・「県の役割の大きさ」 ・「影響の大きさ」 ・「緊急度」 <p>の観点から、40 のプログラムのうち、12 の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成 25 年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム 2013』等により実施している 112 の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け</p>
徳島県	<p>直面するリスクを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人命の保護」を最優先として、 ・「4 つの基本目標に対する効果」、 ・「効率性」、

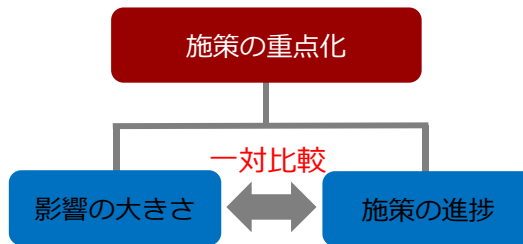
	<ul style="list-style-type: none"> ・「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、 ・「緊急度」、 ・「国の基本計画との一体性」 等を考慮し、39 のプログラムにつき、13 の重点化すべきプログラムを選定
千葉県旭市	<ul style="list-style-type: none"> ・「市の役割の大きさ」 ・「影響の大きさ」 ・「緊急度」 の観点から、27 プログラムのうち 12 の重点化プログラムを選定

〔参考〕策定団体の例（重点化するプログラムの選定）

- 北海道室蘭市は、施策プログラムの重点化項目の検討にあたって、階層分析法（AHP : Analytic Hierarchy Process。以下「AHP」という。）を用いて評価を行いました。この方法の活用により、複数の評価基準に対する重要度を客観的に示すことで、円滑な合意形成につながりました。

AHP とは	複数の評価基準を有する選択肢がある場合に、それぞれの評価基準の相対的な重要度を定量的に計測する意思決定手法
AHP の手順	<p>室蘭市では、以下のような手順で評価を行った。</p> <p><STEP 1> 評価基準の決定</p> <p>北海道強靱化計画との整合を図り、4つの評価基準を設定。</p> <p>①「影響の大きさ」：取組を行わない場合、大規模自然差災害の発生時において、どの程度重大な影響を及ぼすか</p> <p>②「施策の進捗」：取組の進捗をこれまで以上に向上させる必要があるか</p> <p>③「平常時の活用」：取組みが大規模自然災害の発生時のみならず、平時においても有効に機能するか</p> <p>④「国土強靱化への寄与」：取組みが国全体の強靱化にどの程度寄与するか</p> <p><STEP 2> 評価基準の一对比較と重みづけ</p> <p>STEP 1 で設定した評価基準の「一对比較」を実施。例えば、「影響の大きさ」と「施策の進捗」とを比較し、「同じくらい重要（1点）」、</p>

「やや重要(3点)」、「かなり重要(5点)」、「非常に重要(7点)」、「極めて重要(9点)」の尺度を用いて評価。



※評価基準が4つの場合、「①対②」「①対③」「①対④」「②対③」「②対④」「③対④」の6通りの一対比較を実施。
一対比較の結果をもとに、幾何平均を用いることにより、それぞれの評価基準に対して重み（ウエイト）付け。

<STEP 3> 重要度の評価

次に、施策プログラム毎に4つの評価基準それぞれの重要度を「重要ではない(1点)」、「あまり重要ではない(3点)」、「普通(5点)」、「重要(7点)」、「とても重要(9点)」で評価。これにSTEP2で算出した重み（ウエイト）をかけた上で、点数を足し合わせたものを、各施策プログラムの「総合評価点」として活用。

〔参考〕策定団体の例（具体的に実施する事業等の計画への記載）

【鳥取県（令和3年3月策定）の場合】

別冊「事業一覧」において、計画に基づき実施する事業を、全体事業費や事業期間等とともに記載しています。

鳥取県国土強靱化地域計画（第2期計画） 別冊「事業一覧」＜抜粋＞

事業名	起きてはならない最悪の事態	事業(取組)の概要	事業規模	全体事業費 (千円)	事業期間	計画完了時 (R8.3)の状 況(予定)	事業主体	担当部署	備考 ※重複する目 標番号(1~ 8)を記載
7. 二次被害の防止									
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	佐治川ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	4,483,300	H27~ R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	百谷ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	917,500	H27~ R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	東郷ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	1,891,500	H27~ R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	賀祥ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	3,035,000	H27~ R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (河川事業)	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	朝鍋ダム ダム施設の堰堤改良	N=1 箇所	2,490,400	H27~ R46	事業継続	鳥取県	河川課	1,8
農村地域防災減災事業	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	ため池改修	N=9 地区	3,314,100	H24~R5	完成	鳥取県	農地・水保全課	-
農山漁村地域整備交付金	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	ため池改修	N=1 地区	396,000	H29~R3	完成	鳥取県	農地・水保全課	-
農業水路等長寿命化・防災減災事業	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	ため池廃止	N=3 箇所	18,000	R3	完成	市町村	農地・水保全課	-
防災・安全交付金 (河川事業)	7-3 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	佐治川ダム ダム再生計画の策定	N=1 ダム	110,000	R1~R4	完成	鳥取県	河川課	1,8
防災・安全交付金 (下水道事業)	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	マンホールトイレの設置	N=89 基	174.7	R2~R7	完成	市	水環境保全課	
多面的機能支払交付金	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）	農業施設の維持・管理	A=15,972ha	1,154,000	R2~R7	事業継続	活動組織	農地・水保全課	
8. 迅速な復旧・復興									
社会資本整備総合交付金	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	一筆ごとの地籍を明確化する	A=475 千㎡	15,000,000	R2~R11	事業継続	市町	農地・水保全課	
水産流通基盤整備事業	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	流通拠点漁港(境漁港)の耐震化の推進	境漁港 L=160m	整備済	整備済	完成	鳥取県	水産課 空港港湾課	5
横断的分野②老朽化対策									
防災・安全交付金 (総合流域防災事業・砂防事業等)	-	鳥取県砂防関係施設長寿命化計画の改定 砂防関係施設の点検	砂防設備 6,162 ユニット 急傾斜地崩壊防止施設 347	750,000	R2~R7	事業継続	鳥取県	治山砂防課	1

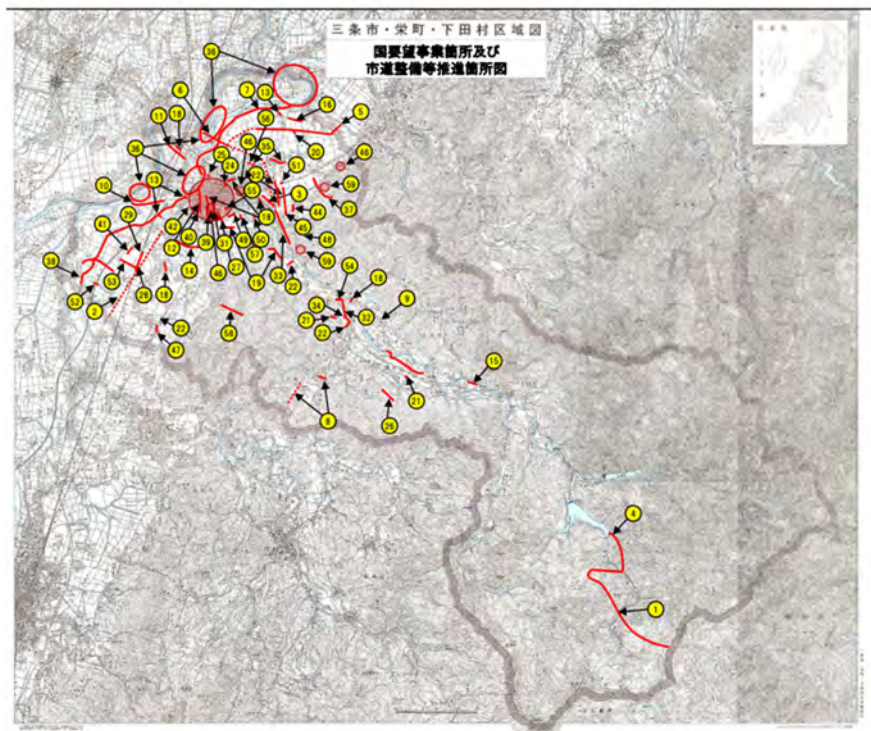
【三条市（令和2年1月策定）の場合】

「別紙 三条市国土強靱化地域計画分野別事業計画」において、計画に基づいて実施する個々の事業にかかる実施計画を、実施期間や全体事業費等とともに記載しています。また、これとあわせて市道整備等を実施する箇所を図面にも落とし込むことにより、どの場所で事業が行われるのかを分かりやすく示しています。

別紙 三条市国土強靱化地域計画分野別事業計画＜抜粋＞

番号	事業・種別	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名	事業実施期間 (年度)		全体事業費 (百万円)	費用便 益比	5か年 対策 関係	現況		5年後 (2025)の 状況(進 捗率)
						(着手)	(完了)				(進捗率)	(年度)	
■道路事業 (P49)													
A01-001	道路	交安	(1)矢田中曽根新田線	歩道整備 L=0.90km	三条市	2018	2018	753		×	100%	2021	100%
A01-002	道路	交安	(2)支所土場線(西鱈田 小学校)(西中踏切)	歩道整備 L=0.20km	三条市	2018	2019	358		×	100%	2021	100%
A01-003	道路	交安	(1)今井野新田1号線 (栄北小学校)	歩道整備 L=1.40km	三条市	2013	2023	394		○	78%	2021	100%
A01-004	道路	交安	(他)医王寺笹巻線(笹岡 小学校)	歩道整備 L=0.13km	三条市	2018	2019	114		×	100%	2021	100%
A01-005	道路	交安	(他)新堀7号線(栄中央 小学校)	歩道整備 L=0.30km	三条市	2018	2019	122		×	100%	2021	100%
A01-006	道路	交安	(1)四日町島田線(嵐南 小学校)	歩道整備 L=0.04km	三条市	2022	2022	5		○	0%	2021	100%
A01-007	道路	交安	(他)南四日町西本成寺線 (嵐南小学校)	歩道整備 L=0.01km	三条市	2018	2018	30		×	100%	2021	100%
A01-008	道路	交安	(1)大島164号線(須頃 小学校)	歩道整備 L=0.01km	三条市	2018	2023	1,728		○	62%	2021	100%

市道整備等推進箇所図



項目	事業となる事業名(事業箇所)
1	国道250号国道沿道歩道(六ヶ巻)
2	国道1号・東越北及び越前川沿道歩道
3	国道250号国道沿道歩道(源六ヶ巻)
4	国道250号国道沿道歩道(大石)
5	国道250号国道沿道歩道(大石)
6	国道250号国道沿道歩道(大石)
7	国道250号国道沿道歩道(大石)
8	国道250号国道沿道歩道(大石)
9	国道250号国道沿道歩道(大石)
10	国道250号国道沿道歩道(大石)
11	国道250号国道沿道歩道(大石)
12	国道250号国道沿道歩道(大石)
13	国道250号国道沿道歩道(大石)
14	国道250号国道沿道歩道(大石)
15	国道250号国道沿道歩道(大石)
16	国道250号国道沿道歩道(大石)
17	国道250号国道沿道歩道(大石)
18	国道250号国道沿道歩道(大石)
19	国道250号国道沿道歩道(大石)
20	国道250号国道沿道歩道(大石)
21	国道250号国道沿道歩道(大石)
22	国道250号国道沿道歩道(大石)
23	国道250号国道沿道歩道(大石)
24	国道250号国道沿道歩道(大石)
25	国道250号国道沿道歩道(大石)
26	国道250号国道沿道歩道(大石)
27	国道250号国道沿道歩道(大石)
28	国道250号国道沿道歩道(大石)
29	国道250号国道沿道歩道(大石)
30	国道250号国道沿道歩道(大石)
31	国道250号国道沿道歩道(大石)
32	国道250号国道沿道歩道(大石)
33	国道250号国道沿道歩道(大石)
34	国道250号国道沿道歩道(大石)
35	国道250号国道沿道歩道(大石)
36	国道250号国道沿道歩道(大石)
37	国道250号国道沿道歩道(大石)
38	国道250号国道沿道歩道(大石)
39	国道250号国道沿道歩道(大石)
40	国道250号国道沿道歩道(大石)
41	国道250号国道沿道歩道(大石)
42	国道250号国道沿道歩道(大石)
43	国道250号国道沿道歩道(大石)
44	国道250号国道沿道歩道(大石)
45	国道250号国道沿道歩道(大石)
46	国道250号国道沿道歩道(大石)
47	国道250号国道沿道歩道(大石)
48	国道250号国道沿道歩道(大石)
49	国道250号国道沿道歩道(大石)
50	国道250号国道沿道歩道(大石)
51	国道250号国道沿道歩道(大石)
52	国道250号国道沿道歩道(大石)
53	国道250号国道沿道歩道(大石)
54	国道250号国道沿道歩道(大石)
55	国道250号国道沿道歩道(大石)
56	国道250号国道沿道歩道(大石)
57	国道250号国道沿道歩道(大石)
58	国道250号国道沿道歩道(大石)
59	国道250号国道沿道歩道(大石)

【大鹿村（令和3年3月策定）の場合】

資料編「◆個別事業一覧」において、村が実施主体とはなっていない事業も含め、計画に基づいて実施する個々の事業にかかる実施計画を、事業期間や総事業費等とともに記載しています。

資料編 ◆個別事業一覧<抜粋>

種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取り組み主体	備考
道路維持事業	トンネル点検・長寿命化事業	村内一円	R5	10,000	大鹿村	2-1
道路維持事業	橋梁点検・長寿命化事業	村内一円	R3~R5	11,900	大鹿村	2-1
道路維持事業	橋梁修繕事業	村内一円	R3~R4	123,000	大鹿村	2-1
道路維持事業	トンネル修繕事業	村内一円	R5~R7	30,000	大鹿村	2-1
道路整備事業	大西堂垣外橋架設事業	堂垣外	R7	50,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	高森山線開設事業	西山	R3~R6	180,000	長野県	2-1
林道整備事業	鳥倉線改良事業	中尾~清水	R3~R5	52,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	中峰黒川線改良事業	柳島~儀内路	R4~R6	50,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	釜沢線改良事業	日向休~御所平	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	藤塚線改良事業	梨原	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	上蔵東山線改良事業	上蔵	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	鳥ヶ池線改良事業	鳥ヶ池	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	高森山線改良事業	西山	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	鳥倉線改良事業	塩河~河合	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1
林道整備事業	鳥倉線改良事業	清水~釜沢口	R3~R7	10,000	大鹿村	2-1

種別	事業名	箇所・区間名	事業期間	総事業費 (千円)	取り組み主体	備考
社会福祉施設整備	非常用自家発電設備整備	ふれあいセンターあかいし		60,000	大鹿村	2-4、 5-6 設計費込み
道路防災事業	防災・安全交付金（安全安心）災害防除事業	大河原ほか	H31~R3	186,774	長野県（飯田建設事務所）	2-1
道路防災事業	国補土砂災害対策道路事業	（国）152号	R2~	未定	長野県（飯田建設事務所）	2-1
道路防災事業	国補土砂災害対策道路事業	（主）松川大鹿線	R2~	未定	長野県（飯田建設事務所）	2-1
道路防災事業	未定	（主）松川インター大鹿線	未定	未定	長野県（飯田建設事務所）	2-1
道路防災事業	未定	（一）赤石岳公園線	未定	未定	長野県（飯田建設事務所）	2-1
トンネル補修事業	国補道路メンテナンス（トンネル）事業	トンネル補修	R2~	未定	長野県（飯田建設事務所）	2-1
橋梁補修事業	国補道路メンテナンス（橋梁）事業	橋梁補修	R2~	未定	長野県（飯田建設事務所）	2-1

(7) KPI の設定

〔参考〕 策定団体の例（KPI の整理・掲載方法について）

【鳥取市国土強靱化地域計画（平成 31 年 3 月策定）の場合】

「資料編」の中で、施策プログラム単位で指標を整理しており、現状値・目標値、事業主体、個別施策分野との対応を記載しています。

このうち、事業主体については、「県」、「市」の他、「その他」の列を設け、民間が主体となって取り組むものを明確にしています。

（【1-1】地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む））

重要業績指標（KPI）	現況（H30）	目標（H35）	再掲	事業主体			個別施策分野					
				県	市	その他	行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通	
（拠点施設、学校等の耐震化等）												
市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率（%）	93.8	100	3-1		○		○					
災害拠点病院（県立中央病院・鳥取赤十字病院）の耐震化率（%）	100	取組推進	2-4	○		民間			○			
公立小中学校の耐震化率（%）	100	取組推進			○			○				
防火・準防火地域の指定基準の作成	取組中	策定	7-1		○			○				
防火・準防火地域の指定率（%）	指標なし	-	7-1		○			○				
避難場所表示看板の設置（基）	163	267			○			○				
鳥取市公園長寿命化計画により老朽化した公園施設の計画的な更新（道路・鉄道インフラ耐震化）	策定済	取組推進	横断③		○			○				
緊急輸送道路に指定されている市道 2 路線の道路施設の安全性を高める。（橋梁の耐震化及び舗装など）整備率（%）	0	100	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○							○
緊急輸送道路と避難所を結ぶ、鳥取市緊急輸送路補助路線の指定	取組中	取組推進	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○							○
鳥取市緊急輸送路補助路線の整備（橋梁の耐震化及び舗装など）率（%）	指標なし	-	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○							○
鳥取砂丘コナン空港の耐震化率（%）	100	取組推進	8-4	○								○
JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅）（%）	100	取組推進	5-2 8-4			民間						○
市道沿危険ブロック塀等安全計画策定	未実施	取組推進			○							○
市道沿危険ブロック塀等の解消（建築物の耐震化）	指標なし	-				民間						○
住宅の耐震化率（%）	84（H29）	95				民間		○				
多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化率（%）	74.8（H27）	95				民間		○				
医療施設（病院）の耐震化率（%）	92.9（H27）	取組推進		○	○	民間			○			
社会福祉施設の耐震化率（%）	100（H27）	取組推進		○	○	民間			○			
耐震性貯水槽数（箇所）	69	70			○			○				

【東海市地域強靱化計画（令和元年12月策定・令和3年3月改訂）の場合】

東海市においては、41 のリスクシナリオごとに重要業績指標（KPI）を選定しており、毎年度進捗状況を分かりやすく整理、公表しています。また、計画期間は5年としていますが、施策等によっては令和5年度までの期間内目標だけでなく、次期計画を見据えた令和10年度の数値も記載し、継続的かつ計画的に強靱化に取り組んでいます。

（東海市地域強靱化計画 令和2年度（2020年度）の進捗状況（令和3年12月）〈抜粋〉）

重要業績指標（KPI）	R2 現状値	成果動向
◆住宅の耐震化率 [R1 基準値：86.2%、R5 目標値：95%、R10 目標値：95%]	89.5%	↗
◆無電柱化推進計画整備延長 [R1 基準値：L=0.0km、R5 目標値：L=1.2km、R10 目標値：L=2.7km]	L=0.0km	→
◆子ども、高齢者、障害者等が安全に移動できる道路が整備されていると思う人の割合 [R1 基準値：38.5%、R5 目標値：40%]	41.8%	↗
◆緑陽公園整備面積 [R1 基準値：0.8ha、R5 目標値：2.8ha、R10 目標値：8.8ha]	0.8ha	→
◆防災リーダー養成講座修了者数 [R1 基準値：244人、R5 目標値：326人、R10 目標値：426人]	259人	↗
◆雨水ポンプ場耐震化率 [R1 基準値：25%、R5 目標値：63%、R10 目標値：88%]	38%	↗

【豊川市地域強靱化計画（平成30年3月策定・令和2年3月拡充）の場合】

豊川市においては、毎年度の各施策の進捗を把握するため「豊川市地域強靱化アクションプラン」を定めており、この中で、リスクシナリオ毎に定めた重要業績指標（KPI）のうち、各プログラムの達成度や進捗の把握に用いる代表的な指標については、計画期間である令和5年度までの毎年度の目標値を定めています。

（豊川市地域強靱化アクションプラン（令和4年3月）〈抜粋〉）

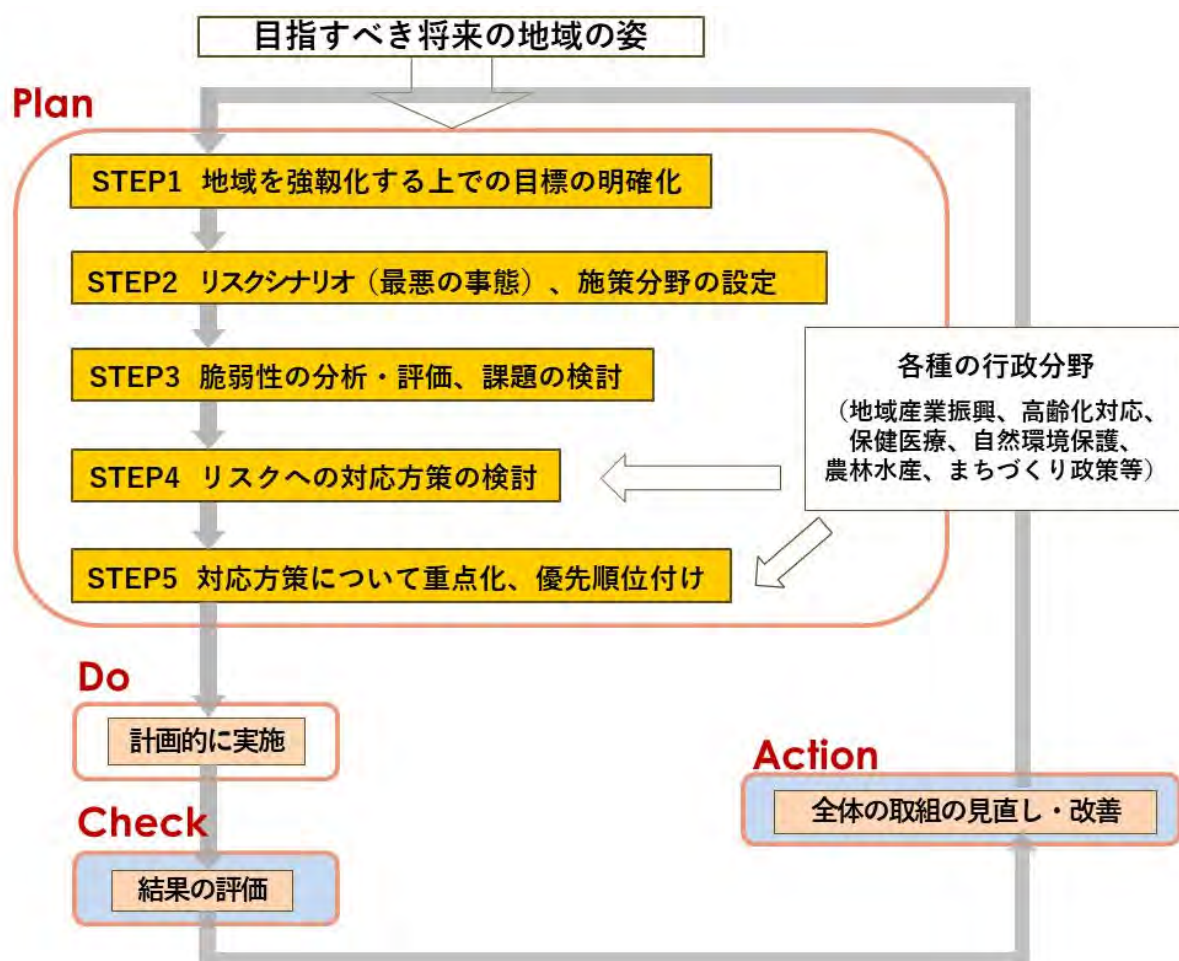
番号	アクション名	アクション内容	目標指標	現状値	実施年度										目標値	所管課名
					H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
1	市営住宅耐震補強工事の実施	地震発生後も市営住宅で継続して生活できるように、市営住宅耐震補強工事を実施する。	市営住宅の耐震補強工事棟数	7[R3]	検討	検討	2	2 (計4棟)	2 (計6棟)	1 (計7棟)	1 (計8棟)	2 (計10棟)	11棟 [R6]	建築課		
2	旧耐震民間木造住宅耐震化の促進	耐震診断をしている民間住宅の割合を増加させ、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	旧耐震民間木造住宅耐震化率	82.0% [R3]	82.3	84.6	86.7	88.8	81.2	82.0	85.5	88.5	95% [R7]	建築課		

II 計画の推進と不断の見直し等

これまでも記載してきたように、国土強靱化地域計画は、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向け、地域の強靱化を総合的・計画的に進めるために策定するものです。一方で、その達成には長い年月を要することから、地域計画は「一度策定したら終わり」ではなく、計画を推進していく中で生じた課題や新たな知見等を踏まえ、PDCA サイクルを繰り返すことにより、強靱化の取組のさらなる充実に努めていくことが極めて重要です。

「I 地域計画の策定・改訂」では、地域計画が強力なエンジンとなって強靱化の推進に力を発揮できるよう、地域計画の策定・改訂作業（Plan）を進めるにあたって重要となるポイント等を、各検討段階等に分けて記載してきました。

本章では、PDCA サイクルのうち、計画に基づく取組の実行・推進（Do）、取組の実行・推進にかかる確認・評価（Check）、取組の見直し・改善（Action）の各プロセスにおいて留意する必要がある事項について記載しています。



1. 計画に基づく取組の実行・推進

(1) 推進体制の構築

- 地域計画に基づく取組は、地域計画に「いつ」「誰が」「どこで」「何を」実施するかを明らかにした上で、それぞれの主体が責任を持って実施していくことが基本となります。
- しかしながら、強靱化の取組主体は住民・企業等も含めさまざまであり、さらにプログラムを構成する複数の施策の相乗効果により強靱化が発揮される場合も多いことから、庁内各部局の体制はもとより、各主体が連携を図りながら強靱化を推進する体制を構築しておくことが重要です。
- そのためには、計画策定時に構築した庁内の体制や、強靱化に取り組むさまざまな主体や有識者が参画する「検討委員会」等の組織を計画推進にあたっても活用することが効率的であり、これにより計画の策定から推進への取組の連続性も確保しやすくなります。
- また、住民や企業等と連携した具体的な取組として、個別に協定を締結したり、定期的に合同訓練を実施したりすることも有効です。

〔参考〕策定団体の例（民間事業者との防災協定の締結）

- 熊本県八代市は、株式会社肥後銀行を含め 21 事業者と「防災井戸の利活用に関する協定」を締結しています。

協定締結の経緯	熊本地震の際の断水の経験から、発災時の生活用水確保に備えるため
平時の取組	防災井戸が有事の際にすぐに使用できるよう、月に一度、各設置場所において水の色や臭い等、不具合がないか点検を実施
災害時の対応	・発災時の地域の給水拠点として住民に開放 ・断水が生じた際、地域住民が持ち込んだ容器に、生活用水として井戸水を提供
地域計画への記載方法	推進方針の主な取組において、民間事業者との連携推進を以下のように記載。 “市内事業所との防災井戸に係る協定締結”



駐車場等、銀行の敷地内に設置

- 山形県山形市は、株式会社ヤマコンが所属する山形県コンクリート圧送協会及び山形中央生コンクリート協同組合と共同で「災害時における消防活動応援に関する防災協定」を締結しています。

協定締結の経緯	上記組合から、東日本大震災原発事故や糸魚川の大規模火災においてコンクリートミキサー車等による消防活動業務が有効であったことから、大規模火災等の災害が発生した場合の消防活動への支援の申し出を受け、災害時の円滑な消防活動の推進と災害対策の充実強化を図るため平成 29 年 7 月 27 日に協定を締結。
平時の取組	毎年防災の日に開催する合同訓練に参加し、地域の方や他団体と交流を深めるとともに、コンクリートポンプ車が消火活動等に対応できることを広く紹介
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等により消火栓が使用できなくなった場合における貯水槽への給水や消防車との協力による消火活動の実施 ・コンクリートポンプ車は吸引も可能なことから、豪雨時の排水活動にも貢献
地域計画への記載方法	<p>「施策分野ごとの施策推進方針」において、民間事業者との連携強化を以下のよう</p> <p>に記載。</p> <p>“災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。”</p>



防災訓練において放水するコンクリートポンプ車

(2) 広報・普及啓発の実施

- 強靱化の取組には、行政のみならず住民・企業などの主体的な参画が不可欠であり、そのためには、住民一人ひとりが強靱化の必要性を認識し、自分事として捉えられるようにすることが何より重要です。
- 住民・企業等の参画は、「I (2) 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働」でも記載したとおり、地域計画の検討を進める段階から幅広く行うことが大切ですが、これにとどまることなく、計画策定後も、強靱化の必要性・重要性を一人でも多くの方に知っていただき、主体的に取り組んでいただけるよう、普及啓発に取り組んでいく必要があります。
- 普及啓発の方法は、地域計画の内容に関する説明会の開催や地域計画の概要版・パンフレットの配布など、主に計画策定を受けて取り組むものに加え、強靱化として取り組んでいる内容や、それらの取組が効果を発揮した事例を、地方公

共同体の広報や SNS 等を用いて定期的・継続的に情報発信することが有効です。特に、強靱化の施策が効果を発揮した事例に関しては、災害発生後等の住民の関心が高い時機を逃さずに行うことが重要です。

〔参考〕策定団体の例（地域への周知）

群馬県館林市では、市民・事業者の理解を深めるため、「市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画概要版リーフレット」を作成し、全戸配布しています。



わが家の強靱化度チェック (Check your home's resilience level)

強くしなやかな街づくりを推進するため、防災や防災に関する取り組みを、ぜひご自身で確認してください。

市民

1 自宅の断熱化を行っている。	<input type="checkbox"/>
2 所有するプロパンガスの設備を行っている。	<input type="checkbox"/>
3 自宅の排水の危険性をバードブックで確認している。	<input type="checkbox"/>
4 自主防災組織活動や避難訓練に参加している。	<input type="checkbox"/>
5 飲料・飲料水を最大3週間貯蓄している。	<input type="checkbox"/>
6 必要な予防設備を付けている。	<input type="checkbox"/>
7 たてばやし安全安心メールや防災アプリを使用している。	<input type="checkbox"/>
8 防災ブレイカーや住宅用火災警報器、消火器を設置している。	<input type="checkbox"/>
9 電気・水道が利用できない生活区画を定期的に確認している。	<input type="checkbox"/>
10 地震・水害に対応した備蓄・共済に加入している。	<input type="checkbox"/>

たてばやし安全安心メールで防災・避難情報を配信しています

館林市では、携帯電話、スマートフォン、パソコンなど、防災や防災にかかわるメールを配信するサービスを行っています。

登録先: ems@yuzenzen.city.tatebayashi.gunma.jp

登録メールアドレスにメール配信し、登録実行してください。なお、二次コードがメールアドレスの登録が必要です。



わが社の強靱化度チェック (Check your company's resilience level)

強くしなやかな街づくりを推進するため、防災や防災に関する取り組みを、ぜひご自身で確認してください。

事業者

1 事業所の断熱化を行っている。	<input type="checkbox"/>
2 オフィス家具の転倒防止、OA機器の固定を行っている。	<input type="checkbox"/>
3 事業所の排水の危険性をバードブックで確認している。	<input type="checkbox"/>
4 事業所で電気・水道が停止した際の対策を定期的に確認している。	<input type="checkbox"/>
5 事業所で飲料・飲料水を最大3週間貯蓄している。	<input type="checkbox"/>
6 事業所で防災トイレを設置している。	<input type="checkbox"/>
7 自家発電設備や再生可能エネルギーを導入している。	<input type="checkbox"/>
8 たてばやし安全安心メールや防災アプリを使用している。	<input type="checkbox"/>
9 事業継続計画 (BCP) をついている。	<input type="checkbox"/>
10 地震・水害に対応した備蓄・共済に加入している。	<input type="checkbox"/>

強くしなやかな館林市

市民 事業者 行政

自分自身だけでなく、周囲の住民や事業者、行政と連携し、防災・強靱化の取り組みを進めよう。

防災訓練への参加

防災訓練は、防災意識を高め、防災知識や技能を身につける貴重な機会です。ぜひ積極的に参加してください。

防災訓練への参加

防災訓練は、防災意識を高め、防災知識や技能を身につける貴重な機会です。ぜひ積極的に参加してください。

市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画

防災・強靱化の取り組みを進めるためには、市民・事業者と行政が連携し、協力することが重要です。本計画は、市民・事業者と行政が連携し、協力して進められる計画です。

〔参考〕策定団体の例（地域への周知）

三重県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で取り組んでいる道路、河川、下水道等にかかる18の対策について、「5か年の達成目標」として、令和7年度までの進捗見込みとともに、毎年度の進捗状況やそれによる効果等を取りまとめ、ホームページに掲載しています。

「5年後の達成目標」では、「災害リスク」や「対策例」を写真や図を用いるとともに、進捗状況はグラフを用いて分かりやすく示されています。



また、防災・減災、国土強靱化のための対策を行っている現場において、対策の目的や効果等を分かりやすく伝えるため、広報用の看板を設置しているほか、SNSも活用して情報発信を行うなど、積極的な広報活動を展開しています。



(三重県 HP : https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/000125281_00002.htm)

2. 不断の見直し

(1) 取組の確認・評価及び見直し・改善

- 地域計画の推進にあたっては、位置づけた取組が計画どおりに進んでいるか、問題等は生じていないかという視点はもちろんのこと、近年発生した災害により明らかとなった新たな課題・教訓や今後発生するおそれのある災害にかかる最新の学術的な知見、新たな制度の創設等を踏まえて、現在の計画を改善する必要は無いが、**不断の見直し**を行うことが重要です。
- 地域計画に位置づけられている施策は非常に幅広く、総合的な視点に立って計画の進捗を確認・評価する必要があることから、計画策定時と同様の組織体制（庁内の関係する全部局が参画した組織、住民・企業・有識者等による検討委員会等）により**計画の進捗確認**を行っていくことが、計画の効率的・効果的な推進を図る上で有効です。
- 地域計画に位置づけた各施策の**進捗確認は毎年度定期的**に実施する必要があります。その際、進捗の確認・評価を客観的な視点で定量的に行えるようにするためには、計画策定時に定めた KPI（重要業績指標）や個別事業の進捗率について、計画完了時点の目標値だけでなく、**毎年度の到達予定値（目標値）**を設定しておくことが重要です。
- 目標値に比べ実際の進捗に遅れが生じた場合には、その要因分析や改善策の検討を行い、地域計画に掲げた目標の達成に向け、関係する施策の実施内容の見直しや、毎年度の到達予定値（目標値）の再設定を行う必要があります。また、目標の大幅な見直しが避けられないような場合には、計画の最終年度に至っていかなくとも、地域計画全体の見直しも含めて検討する必要があります。
- 毎年度行う進捗確認の結果を踏まえ、状況によっては**次年度予算の見直し**を行う必要があることから、その作業に間に合うよう**進捗確認の実施時期**を設定することも大切です。
- また、計画の進捗以外の要因により見直しの必要性を確認すべきものとしては、例えば以下のものが考えられます。

事項	チェックの視点
大規模自然災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に発生した被害を自地域に当てはめたときに、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を見直す必要はないか。 ・災害から得られた教訓を踏まえ、対応方策として追加すべきものはないか、重点化すべきものはないか。等
大規模地震の被害想定等、自然災害にかかる学術的な知見（中央防災会議専門調査会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな学術的知見を踏まえ、自地域において発生するおそれのある災害規模、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を見直す必要はないか。等
法律の改正、新たな制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度等を活用することにより、対応方策の改善（追加、見直し等）を図ることができないか。等
国土強靱化基本計画、都道府県の地域計画の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂された内容を踏まえ、自地域の計画にも取り込むべき内容はないか。等
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・より大きな強靱化の効果を得るため、加速化対策で実施する施策と関連の大きい取組をスピードアップする必要は無いか。等

注) 各事項にかかる詳細な事例等については資料編を参照。

〔参考〕策定団体の担当者の声

—関係機関と情報交換して毎年チェック—

「国土強靱化地域計画の策定段階で、県とも連携しながら意見交換会を開催しました。意見交換会に参加したのは市の防災会議の参加者で、具体的には、ガス、電気、鉄道などのインフラ関係の企業、放送関係の企業、県の担当部局、国の出先機関などです。

計画策定から1年後、意見交換会参加者に対して地域計画に追加・変更すべきことがないか意見照会しました。今後もこのような取組を毎年実施して計画の内容をブラッシュアップしていきたいです。また、定期的に地域計画の内容を関係者に確認してもらおう機会を設けることで、地域計画の取組の共有もでき

ると思います。庁内だけではなく、他の主体とも関係が続けて一緒に地域の強
 韌化を進めていけると良いと思います。」

—進捗状況調査を毎年度実施—

「地域計画の進捗状況調査を毎年度実施していますが、この作業を通じて、他の
 計画の状況把握では見えてこない、国土強靱化についての市の総合的な状況と課
 題が見えてきました。」

—分野別事業の進捗状況等を毎年チェック—

「既存の個別計画等に位置付ける分野別事業や長寿命、耐震化に係る取組、また
 地震対策のアクションプログラムに位置付けられた事業等について、各部課にお
 ける進捗状況及び今後の実施計画を毎年確認しています。庁内で統一された進行
 管理基準に基づき、事業の進行状況を管理することで、統一的な検討を進めるこ
 とができた点が大きな効果であったと思われます。」

—評価結果を全庁に共有—

「進捗状況を3段階（A、B、C）で評価し、全庁に通知することで意識の高まり
 や情報の共有化ができています。進捗状況がCである項目については、ヒアリン
 グを実施することで、施策・議題の明確化を浮き彫りにしています。」

〔参考〕地域計画の改訂内容（例）

改訂内容		具体例
国・都道府県の 計画改訂に伴う 見直し	都道府県	国土強靱化基本計画の変更を踏まえて修正
	市町村	基本計画や都道府県の地域計画の変更を踏まえて修正
他計画の改訂等 とあわせ見直 し	都道府県	県総合計画改訂に伴い、柱立て等を再整理
	市町村	総合計画と一体的に見直し 地域防災計画との整合を図るための見直し
リスクシナリオ （起きてはなら ない最悪の事 態）の見直し	都道府県	国土強靱化基本計画や近年の災害から得られた教訓、社会経済情勢の変 化等を踏まえて見直し 大規模災害と感染症のまん延の同時発生など、新たなリスクを追加
	市町村	土砂災害特別警戒区域の設定に伴いリスクを見直し 新たなリスクに感染症（新型コロナウイルス感染症等）を追加
施策等 の見直し	都道府県	KPI（重要業績指標）等の目標年度、目標値の更新 個別事業リストの追加・更新
	市町村	他市町村の計画等と比較して施策を追加・修正 計画策定後に発生した災害を踏まえて施策を追加・変更 目標未達の事業にかかる原因分析、個別事業の指標値の修正 計画の進捗確認の結果を踏まえ、アクションプランとあわせ計画を改訂 5か年加速化対策を踏まえた施策の追加、目標の前倒し 流域治水プロジェクトの策定を踏まえた施策の追加

● 北海道の例

北海道では、平成 27 年 3 月に策定した「北海道強靱化計画」が、令和元年度に計画期間（概ね 5 年）の最終年度を迎えたこと、さらには、国において平成 30 年 12 月に「国土強靱化基本計画」の見直しが行われたことも踏まえ、令和 2 年 3 月に地域計画の改定を行った。

改定にあたっては、これまでの取組結果の反映、計画策定後に発生した自然災害で得られた知見の反映等を行うことにより、強靱化施策のさらなる推進を図っている。

改定計画の特徴										
施策推進の手段である推進事業の掲載	<p>○施策プログラム一覧に、施策推進の手段である「推進事業」※をリスクシナリオ別に掲載した。（併せて、別表の「推進事業一覧」に、各事業の事業概要とともに、対応するリスクシナリオ番号を掲載）</p> <p>※推進事業：施策に関連する具体的な事業を指す。施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るものである。</p>									
地域の実情や特性に応じた施策展開の掲載	<p>○広大な北海道の強靱化に向けて、道内各地域の特性に応じた取組を推進するため、北海道総合計画に基づく 6 つの地域ごとに「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」を掲載した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主な自然災害リスク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地域特性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主な施策の展開方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を 3 つの施策分野※ごとに掲載。</td> </tr> <tr> <td>※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野</td> </tr> <tr> <td>国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野</td> </tr> <tr> <td>北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野</td> </tr> </tbody> </table>	主な自然災害リスク	当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。	地域特性等	強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。	主な施策の展開方向	上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を 3 つの施策分野※ごとに掲載。	※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野	国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野	北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野
主な自然災害リスク										
当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。										
地域特性等										
強靱化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。										
主な施策の展開方向										
上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を 3 つの施策分野※ごとに掲載。										
※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野										
国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野										
北海道の強靱化、全国の強靱化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野										
サブタイトル（副題）の挿入（表紙）	<p>○北海道強靱化計画は、「道民の生命と財産を守るための防災・減災対策を推進する」という役割と、『北海道バックアップ拠点構想』の理念を引き継ぎ、「道外の大規模自然災害に対し、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献する」という 2 つの役割を担うことを広く道内外に発信するため、サブタイトル（副題）「道民の安全・安心を守り、国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能を発揮するために」を設定した。</p>									
SDGs の達成に向けた施策の推進	<p>○北海道強靱化の取組が SDGs の取組に資するものである旨を、関連する SDGs のロゴマークとともに明記した。</p>									

● 札幌市の例

札幌市では、北海道胆振東部地震においてブラックアウトというこれまでに経験したことのない状況が発生したこと等から、災害に強いまちづくりへの社会的要請に応えるため、平成 28 年 1 月に策定した計画を、計画期間を 1 年前倒しして令和元年 12 月に改定した。

改定後の計画では、強靱化の取組を温暖化対策や経済成長などにもつなげ、将来世代が安心して暮らせる社会づくりに向けて、「SDGs」の視点を持って取り組むこととしている。

主な見直し内容																									
基本目標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道胆振東部地震の被災を踏まえ、「迅速な復旧復興」を果たすための事前の備えに取り組む姿勢を明確化 ○災害に強いまちづくりを進めることにより人や企業、投資を呼び込むことで「経済の成長」を目指すことを記載 ○強靱化施策の実施においては、平時にも効果を発揮し、同時にさまざまな社会課題の解決につなげるという考えに基づき「SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与」を目標に追加 																								
リスクシナリオの見直しと脆弱性評価	<p>○北海道胆振東部地震で明らかとなった課題や国土強靱化基本計画の改定を踏まえ、リスクシナリオの見直しを実施し、以下を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 </div> <p>○脆弱性評価においては、これまでの計画で位置付けた施策プログラム、推進事業を振り返り、進捗状況や課題を分析するとともに、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて評価を実施</p>																								
重点方針の設定	<p>○改定後の計画では、北海道胆振東部地震の教訓を活かして取組を推進するため、大規模停電対策、インフラの強靱化等の 3 つの「重点方針」を掲げた。</p> <p style="text-align: center;">(札幌市強靱化計画における重点方針)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #800000; color: white;">重点方針 1 大規模停電対策</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px;">取組①</td> <td>都心におけるエネルギー供給環境の強化</td> </tr> <tr> <td>取組②</td> <td>多様なエネルギー源の活用</td> </tr> <tr> <td>取組③</td> <td>市有施設等の非常用電源の整備</td> </tr> <tr> <td>取組④</td> <td>確実な廃棄物処理体制の構築</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #800000; color: white;">重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策</td> </tr> <tr> <td>取組①</td> <td>建築物の強靱化</td> </tr> <tr> <td>取組②</td> <td>インフラの強靱化</td> </tr> <tr> <td>取組③</td> <td>大規模盛土造成地の安全性評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #800000; color: white;">重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり</td> </tr> <tr> <td>取組①</td> <td>避難場所機能の強化</td> </tr> <tr> <td>取組②</td> <td>市民や観光客等への情報発信の強化</td> </tr> </table>	重点方針 1 大規模停電対策		取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化	取組②	多様なエネルギー源の活用	取組③	市有施設等の非常用電源の整備	取組④	確実な廃棄物処理体制の構築	重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策		取組①	建築物の強靱化	取組②	インフラの強靱化	取組③	大規模盛土造成地の安全性評価	重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり		取組①	避難場所機能の強化	取組②	市民や観光客等への情報発信の強化
重点方針 1 大規模停電対策																									
取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化																								
取組②	多様なエネルギー源の活用																								
取組③	市有施設等の非常用電源の整備																								
取組④	確実な廃棄物処理体制の構築																								
重点方針 2 建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策																									
取組①	建築物の強靱化																								
取組②	インフラの強靱化																								
取組③	大規模盛土造成地の安全性評価																								
重点方針 3 市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり																									
取組①	避難場所機能の強化																								
取組②	市民や観光客等への情報発信の強化																								

● 鳥取県の例

鳥取県は、平成 28 年 3 月に「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し、概ね 5 年（2015-2020）を計画期間として強靱化に資する施策を推進していたが、平成 30 年度に行った中間評価として行った個別施策毎の重要業績指標の進捗状況にかかる評価結果を踏まえ、さらには計画策定後に発生した鳥取県中部地震や平成 30 年 7 月豪雨等により明らかとなった新たな課題を加え、より実効性のある計画へと見直しを行い、令和 3 年 3 月に計画を改定した。

計画の見直し方針

- 強靱化関連施策の中間評価結果を反映
- 当初計画策定後に発生した大規模自然災害に対する脆弱性評価を行い、必要な追加施策等を検討
- 「平成 30 年 7 月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を反映

主な見直し内容

想定する大規模自然災害の追加	<ul style="list-style-type: none"> ○当初計画策定後に発生した次の大規模自然災害を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年熊本地震 ・平成 28 年鳥取県中部地震 ・平成 28 年台風 10 号豪雨 ・平成 29 年 1,2 月の県内での大雪 ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨 ・平成 30 年 7 月西日本豪雨
脆弱性評価による新たな課題等の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ○地震災害 <ul style="list-style-type: none"> ・特定天井等非構造部材の損傷 ・防災リーダー不在 ・車中泊、地震関連死 ・救援物資の滞留 ・建築基準法違反ブロック塀 ・ブラックアウト ・スマートフォン等の充電対策 ・大規模盛土造成地の液状化 ・外国人観光客の避難対応 ・文化財の被災、風評被害 など ○豪雨・土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難体制確保 ・流木による河道閉塞 ・バックウォーター現象 ・ダム緊急放流 ・農業用ため池の決壊 ・ハザードマップ ・正常性バイアス ・災害廃棄物など ○豪雪災害 <ul style="list-style-type: none"> ・道路機能マヒ ・支え愛活動 など
追加施策の検討と重要業績指標 (KPI) の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな課題の対応施策の検討を行い KPI を見直し <ul style="list-style-type: none"> ・KPI の新設（新たな課題への対応等）9 項目 ・目標値の上方修正（目標の達成等）12 項目 ・目標値の下方修正（条例との整合等）3 項目

● 岩手県の例

岩手県は、平成 28 年の台風第 10 号の被害状況を踏まえて計画の見直しを行い、令和 2 年 12 月に計画の改定を行った。具体的には、災害で起こった事象をリスクシナリオごとに整理し、該当するリスクシナリオにある施策について課題を洗い出し、課題があるとされた施策について施策の内容を再検討した。

(「岩手県国土強靱化地域計画」の見直しの概要)

平成28年台風第10号災害を踏まえた「岩手県国土強靱化地域計画」の見直しの概要

■ 見直しの経緯
平成28年8月に発生した台風第10号による甚大な被害状況や県の取組内容を踏まえ、平成28年2月に策定した「岩手県国土強靱化地域計画」(計画期間：平成28年度から平成32年度までの5年間)の内容について、改めて検討し、見直しを行ったもの。

▶平成28年台風第10号に伴う主な被害の状況
・人的被害：死に24名、行方不明2名、軽傷4名
・住家被害：全壊499棟、半壊2,218棟、一部損壊89棟、床上浸水103棟、床下浸水1,374棟
・非住家被害：全壊621棟、半壊2,002棟
・被害総額：1,440億5,505万円(土木施設等802億8,001万円、農林水産関係335億5,545万円、施工関係・観光施設等247億2,499万円 など)

■ 見直しの手順
岩手県防災会議における「平成28年台風第10号災害を踏まえた新たな風水害に対応した防災体制の整備」に伴う「岩手県地域防災計画」の見直し内容も踏まえ、改めて「岩手県国土強靱化地域計画」の各分野について、全庁的な検討を行い、有識者の意見を踏まえ、見直し作業を行ったもの。

▶「平成28年台風第10号災害を踏まえた新たな風水害に対応した防災体制の整備」に伴う「岩手県地域防災計画」の見直しのポイント
市町村における全庁的な体制への移行や要配慮者利用施設等への情報伝達体制の強化、支援チームをはじめとした県や関係機関による支援体制の強化、水位周知河川の指定の推進 等

【事象整理】22の「起きてはならない最悪の事象」ごとに発生した事象を整理
▶ 17の事象において、発生事象あり

【施策の観点検核】発生事象のある17の「起きてはならない最悪の事象」に掲げる72の対応方策(施策)(再掲を除く)の課題の洗い出し及び対応の方向性の検討
▶ 25の対応方策(施策)(再掲を除く)において、課題あり一対応の方向性を検討

【施策内容の見直し】課題のある25の対応方策(施策)(再掲を除く)の計画記載内容の見直し
▶ 13の施策(27の具体的な取組内容)について見直し・追加

計画の見直し(改訂版)への反映

■ 主な見直し内容
○13の対応方策(施策)の見直し・追加内容(下線部は「岩手県地域防災計画」の見直し内容を反映)
1)行政機能・情報通信分野(3施策)：(内容追加)市町村の体制整備促進、道路通行規制等の情報提供推進、興行舎の浸水対策 等
(目標年次前倒し)該当全市町村の洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準策定目標年次を前倒し(H32→H31)
2)住宅・都市分野(1施策)：(内容追加)下水道施設の浸水対策 等
3)保健医療・福祉分野(1施策)：(内容追加)要配慮者利用施設(社会福祉施設等)における防災体制の強化及び避難行動の支援 等
4)産業分野(3施策)：(内容追加)数産物資受入れや輸送に係る協定締結団体との定期的な協議の実施、緊急運送業務に係る情報伝達方法等の確認、停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化 等
5)国土保全・交通分野(5施策)：(内容追加)新たに設置した「洪水減災対策協議会」における水害被害の軽減を図る具体的な取組の推進、河川内の立木伐採及び堆積土砂除去、要配慮者利用施設立地箇所の上砂災害警戒区域指定の優先実施、緊急輸送道路の見直し、第3セクター鉄道への復旧支援

○資料編に掲載している「起きてはならない最悪の事象の様相(例示)」に、平成28年台風第10号により発生した様相を追加

■ 市町村の取組支援
県全体の強靱化のためには、市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、県と連携を図りながら、計画に基づく取組が進められることが重要であることから、今後も、県の計画策定や取組の実績を活かし、国とも十分に連携の上、市町村における計画策定が進むよう、積極的な支援を行っていく。

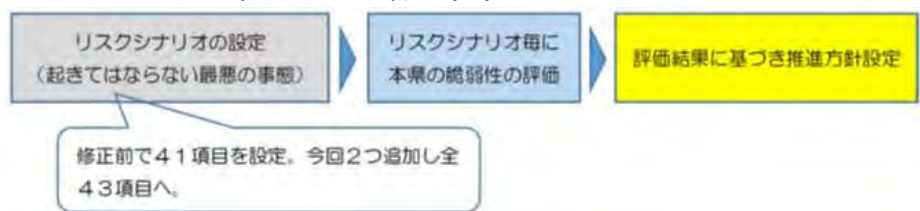
※：有識者の意見
「岩手県国土強靱化地域計画推進アドバイザー会議」委員(7名)から、個別に意見聴取を実施【5/11~18】

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/435/minaosinogaiyou.pdf

● 長崎県の例

長崎県では、平成 28 年 4 月の熊本地震を受けて地域計画の見直しを行い、令和 2 年 2 月に計画の改定を行った。具体的には、熊本地震に伴う県の防災対策についての課題検証結果を受け、リスクシナリオに 2 項目を追加し、これらに対応する推進方針を新たに盛り込んだ。

(長崎県の計画策定手順(概要))



(追加したリスクシナリオ)

- ・避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事象
- ・住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事象

(2) 年次計画（アクションプラン）等の策定

- 「(1)取組の確認・評価及び見直し・改善」でも記載したとおり、地域計画に定めたそれぞれの取組を計画的に実施していくためには、KPI 等を用いて毎年度進捗を確認し、必要な場合には見直しを行っていく必要があります。
- いくつかの地方公共団体においては、国が策定している年次計画（アクションプラン）も参考に、毎年度「年次計画（アクションプラン）」を策定し、当該年度に実施する具体的な内容やKPI の到達予定値（目標値）等を定めています。
- 前年度の進捗確認結果を踏まえ、毎年度の各施策の具体的な実施内容や KPI の現状値・到達予定値（目標値）等を「年次計画（アクションプラン）」に定めることにより、住民等にも強靱化の推進状況や取組内容が明確になり、強靱化に関わるさまざまな主体の取組の促進にも寄与することが期待されます。

〔参考〕策定団体の例（アクションプランの策定・活用）

郡上市においては、地域計画の着実な推進を図るため、施策分野毎の主要施策を明らかにしたアクションプランを毎年度策定しています。

アクションプランでは、地域計画に基づく事業・施策を具体的に示すこと、できる限り施策の進捗状況を定量的に把握することに努めており、情勢の変化等を踏まえて、毎年度重点的に取り組む施策についても見直しが行われています。

これらの取組により、地域計画策定時点より早期に目標が達成された施策等については、重要業績指標（KPI）やその目標値を機動的に見直すことにより、強靱化の取組の加速化が図られています。

（郡上市国土強靱化地域計画アクションプラン 2021 において見直しを行った KPI）

通番	施策分野 施策項目名	リスクナ リオ	〈変更前〉 地域計画における業務指標(KPI)			〈変更後〉 令和3年度以降における業務指標(KPI)			変更理由
			指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)	指標名	現状値 (年度)	目標値 (年度)	
10	(1) 行政機能 業務継続体制の強化	3-1 4-2	情報システム部門の業務継続計画(ICT-BCP)策定	未策定 (R1)	策定完了 (R3)	業務継続計画(ICT-BCP)に 基づく訓練の実施	9回 (R2)	毎年1回 実施 (R6)	令和2年度に業務継続計画の策定を完了し、所期の目標値を達成したため。
12	(1) 行政機能 災害時応援協定の締結促進	3-1 2-1 2-3 2-6 5-3	災害時応援協定等締結数	34 協定 (R1)	37 協定 (R6)	災害時応援協定等締結数	37 協定 (R2)	40 協定 (R6)	令和2年度までに37協定を締結し、所期の目標値を達成したため。
50	燃料供給施設の事業 継続支援	6-1	市内の燃料供給施設数(画 工会員)	25 施設 (R1)	25 施設 維持 (R6)	市内の燃料供給施設数	34 施設 (R1)	34 施設 維持 (R6)	燃料供給事業所の市内全体の実態を把握するため、画工会員の要件を削除する。
73	(9) リスクコミュニケーション/防災教育・ 人材育成 小中学校の危機管理 マニュアル整備	4-2	小中学校危機管理マニュアルの見直し実施率	50% (R1)	100% (R6)	小中学校危機管理マニュアルの継続的な検証と見直し	1回 (R2)	毎年1回 以上実施 (R6)	令和2年度までに危機管理マニュアルの見直しをすべて実施し、所期の目標値を達成したため。

(3) 各種計画等の必要な見直し

- 地域計画は、地方公共団体が各種計画等を策定するにあたっての、国土強靱化にかかる指針となるものです。地域計画に定めた目的や施策が他の計画等にも反映され、それぞれの計画に基づく取組が地域計画と同じ方針の下で推進されることで、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることとなります。
- そのため、強靱化に関わる（地域計画以外の）各種計画等の改訂を行う場合に、地域計画との整合性を保つ必要があるのは当然ですが、**地域計画の見直しを実施する場合においても、当該見直しに関連する各種計画等の担当部局との連携を十分に図り、一体性、整合性を確保しながら、地域計画と関連する各種計画の改訂が円滑に行われるよう留意する必要があります。**

3. 地域計画に基づく取組事例

地域計画を策定する過程で、リスクを洗い出し、脆弱性評価を実施することにより、改めて地域の有する課題が浮き彫りとなり、最優先で取り組むべきことが明らかとなってきます。

地域計画を策定した全国の地方公共団体においても、それぞれの地域特有の課題を地域計画において明確にし、その解決・改善に向けて取り組みが進められています。

ここでは、そのような地方公共団体における取組事例を紹介します。

地域計画策定の効果①：和歌山県（平成 27 年 9 月策定）

地域計画策定により「大規模建築物の耐震化」を推進

- 地域計画に「大規模建築物の耐震化」について記載し、目標値を設定して事業を推進した。
- 「耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率」を指標として設定し、国の交付金を活用して耐震診断から設計・改修のすべてにおいて支援を行った結果、2019 年度には 95%の大規模建築物を耐震化することができた。

（大規模建築物の耐震化の進捗管理表）

指標	現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率	0%（H26） （耐震診断完了 40% 実施中 50%）	95%（H32）	県 施設管理 者

県独自の仕組みを構築

- 地域計画に基づき、災害発生時に迅速な避難を促すよう、以下 2 つの県独自の仕組みを構築した。
 1. 和歌山県津波予測システム
 2. 和歌山県防災ナビアプリ

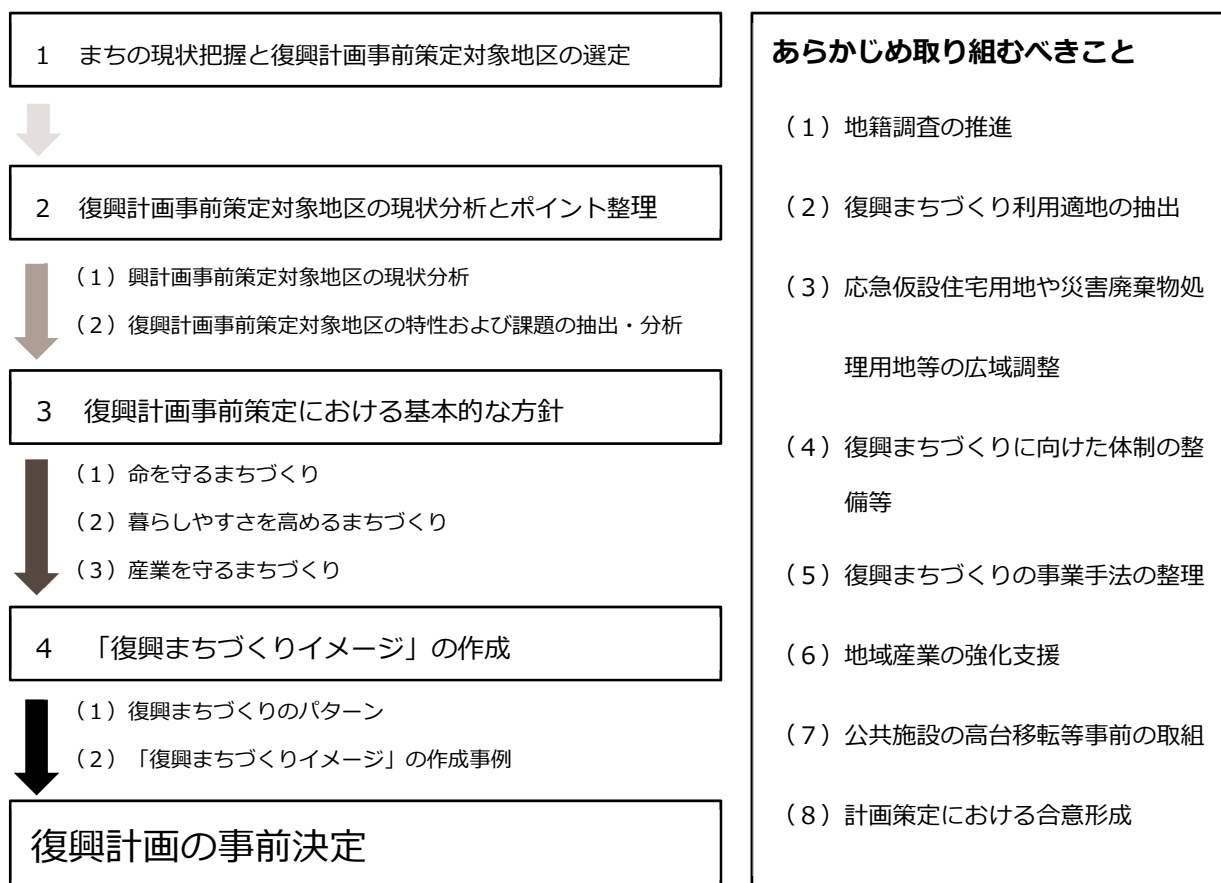
（和歌山県津波予測システムによる情報伝達）



大規模災害への事前の備えとなる「復興計画の事前策定の手引き」を作成

- 南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれがあるため、迅速な復興を可能とするよう「復興計画事前策定の手引き」を作成した。
- この手引きに基づき、市町村による計画策定の支援を行った。

(復興計画事前策定の手順)



市町村の避難指示等の発令基準を見直し

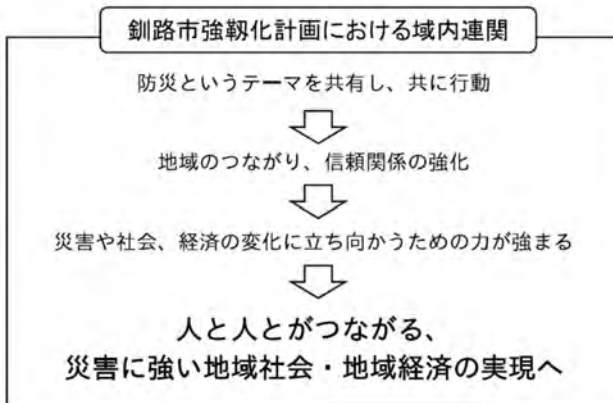
- 本県は、最大の危機として南海トラフ巨大地震を想定しているが、他にも、近年台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっており、土砂災害危険箇所が 18,487 箇所（全国 6 位）と多い。
- 住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難指示等の発令基準の見直しを一層促進し、平成 27 年度に全市町村の見直しが完了した。その後も随時見直しを行っている。

地域計画策定の効果②：北海道釧路市（平成 30 年 3 月策定）

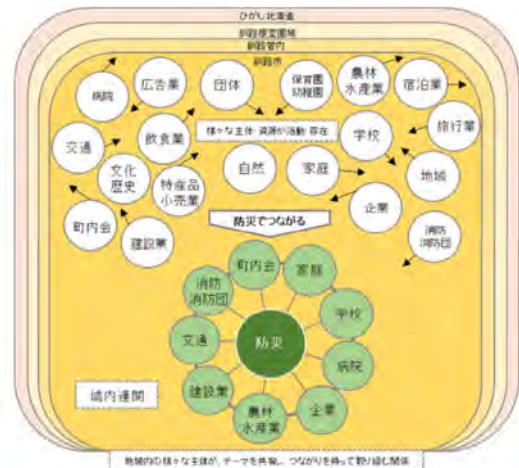
市の最上位の指針「釧路市まちづくり基本構想」と整合を図り計画を策定

- 「釧路市まちづくり基本構想」では、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方である「域内連関」を基本構想の中心となる理念としている。
- 本市の地域計画は、基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靱化に係る個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靱化を行う計画として位置付けることとした。
- また、防災というテーマのもと、地域コミュニティ活動や地域防災活動など日常的な活動の中からつながりや信頼関係を築くことで「人と人がつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現」を目指し、基本構想で示されている「域内連関」の取組を地域計画においても進めている。地域計画の施策プログラムを推進するため、「①地域コミュニティの醸成」、「②地域コミュニティの防災力向上」を重点化施策に位置付けた。

（釧路市強靱化計画における域内連関）



（域内連関のイメージ図）



域内連関の取組を進める施策

- 地域計画において、基本構想で定めた「域内連関」の理念を重点化施策として明確に位置付けることで、防災分野のみならず、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築を目指している。これにより、基本構想で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、地域計画で定めた施策の着実な推進と、目指すべきまちづくりの理念の実現につながっている。

（主な重点化施策）

地域コミュニティの醸成	釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定、釧路市における町内会への加入促進に関する協定、子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言
地域コミュニティの防災力向上	避難行動要支援者対策、災害時における福祉的支援、地域防災活動の推進、消防団の活動体制の強化、防災教育の推進

地域計画策定の効果③：北海道岩見沢市（令和元年5月策定）

新たに7事業を開始

- 岩見沢市強靱化計画の策定に伴い、新たに以下の7つの取組を事業化した。
 1. 民間住宅に係る耐震改修等の助成制度を拡充し、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に追加
 2. 災害現場の「見える化」に向けた資機材の計画的な整備
 3. 災害時の機動力や電源の確保対策として、公用自動車に電気自動車等を導入
 4. 指定避難所における非常用電源設備の整備や、地域の会館等への発電機等の配備
 5. 罹災証明の発行を速やかに行うための「被災者生活再建システム」の導入
 6. 在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度の創設
 7. 「災害廃棄物処理計画」の策定

新たに事業化した事例の背景・経緯

- 策定当初の構想には上記3,4の電源対策に関する取組は含まれていなかったが、策定を進めている期間に発生した「北海道胆振東部地震」での経験を踏まえ、追加することとした。
- また、地域計画では、「大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策」、「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策」、「災害の現場の「見える化」の実現」などを明記し、新規事業の実施に向けた根拠とした。

新たに発生した災害等の教訓を踏まえて、脆弱性の評価（施策の現状分析・評価等）を実施したことで、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的な実施につながったことから、国土強靱化を推進する上で意義のあるプロセスとなった。

実現した取組

- 事業化した災害現場の「見える化」については、令和元年度に無人航空機（ドローン）を2台導入、災害時の機動力や電源の確保対策については、令和元年度にプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を1台導入、令和元年度に拠点となる避難所のうち3施設に非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の整備等については、避難所のうち9施設にポータブル発電機を配備、町会等には86台のポータブル発電機を貸与した。

- 建設を進めてきた文化交流施設の供用開始（令和3年1月）により、拠点となる避難所すべての電源対策を完了した。
- 災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民が早期に生活再建をすすめることができるように、罹災証明の発行を速やかに行うための被災者生活再建システムを導入した。
- 電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置等の購入助成制度を令和2年6月に創設した。
- 災害ごみの処理を円滑・適正に行い、速やかに復旧・復興を進めるため、岩見沢市災害廃棄物処理計画を令和2年11月に策定した。

（在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度）



非常用電源装置の購入費用を助成 6月1日から

市は、電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置の購入費用を助成します。災害に備えて、ラジオや懐中電灯、非常食、水などの必需品を準備しておくことと同じように、非常用電源装置があると、電気式の医療機器を使用している障がいのある方の安心につながります。

助成対象者

- 市内で在宅生活をしており、人工呼吸器、酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用している、次のいずれかに該当する方
- 呼吸器機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている
 - 北海道が実施する^{*}在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業、の認定を受けている
 - 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者などで、必要と認められる

注意事項

- 申請は助成対象者1人につき1回限りです
- 交付決定前に購入したものは助成の対象外です
- 多くの精密医療機器は、発電機やポータブル電源などを使用した場合の動作保証がされていないため、必ず外付けの専用バッテリーなどに充電してから使用してください
- 購入した発電機などを使用したことによる各医療機器の故障・不具合などに、市は一切の責任を負いません

種類	正弦波インバーター発電機	ポータブル電源（蓄電池など）	カーインバーター
	※助成限度額内であれば、複数の種類を組み合わせで申請できます。		
機能	ガソリンやガスボンベなどで作動するインバーター発電機	蓄電池機能を有する正弦波交流の電源装置や医療機器に使用可能な予備バッテリー	自動車からの電気を変換・供給する装置
助成割合	9割（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は10割助成） ※助成限度額の範囲内。		
助成限度額	市民税課税世帯 108,000円 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯 120,000円		
購入先	市に届け出のあった市内事業者。詳しくは市ホームページをご覧ください		
申込方法	福祉課障がい者福祉グループで配布または市ホームページからダウンロードした申請書を提出		



地域計画策定の効果④：青森県むつ市（平成 27 年 12 月策定）

地域計画策定にあたり「市民満足度調査」の分析から優先施策の 4 分野を抽出

- 地域計画の策定過程において、施策分野の設定にあたり青森県と合同ワーキングにより検証を行い、「市民満足度調査(平成 26 年度実施)」において要望の高かった分野に視点を置き、優先順位の高い以下の 4 分野を施策分野として位置付けた。
 1. 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野
 2. 防災公共の推進(避難所の機能確保)
 3. 新体育館、むつ総合病院耐震化構想
 4. リスクコミュニケーション
- これらの 4 分野については、ハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ることとした。

ハード事業とソフト対策を組み合わせた国土強靱化の推進

- 平成 27 年 6 月のむつ市総合体育館の用途廃止を受け、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、以下の構想の下、新体育館の早期建設を平成 30 年より進めているが、同構想の策定には、地域計画策定時に行った救援物資集積所及び救護所に関する「脆弱性評価」における「二次集積所機能を有する既存施設の欠如、被災者を受け入れる救護所スペースの確保が必要である」との結果が活かされている。
 1. 救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設
 2. 子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）
 3. 教育の向上に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）

(救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方)



地域計画策定の効果⑤：山梨県道志村（平成 29 年 3 月策定）

脆弱性評価等の策定プロセスにおいてハード・ソフト両面での課題を抽出

- 脆弱性評価のプロセスにおいて、防災・減災にかかる取組の状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。さらに、ハード・ソフト両面での施策を検証し、優先的に取り組む施策抽出も行った。
- これらの結果を踏まえ、災害協定や防災備蓄などのソフト対策、非常用発電装置などのハード対策の整備の検討を進めることとなった。

KPI の設定による効果

- 推進方針の検討の際には、それぞれの目標に対して KPI を設定した。その中で、災害協定の締結数や防災備蓄品の状況、避難所機能の状況などを取りまとめた。災害協定については、策定当時は締結数が 12 件だったが、その後毎年 1 件ずつのペースで協定の締結数を増やしている。
- 非常用発電機については、設置台数から連続稼働時間などを把握することで、避難所機能の確保に関する課題を見出すことが可能となった。
- KPI を設定することにより、目標達成のために何をどうしなければいけないのかを明確にでき、KPI の実現に向けて、具体的な成果も得られている。

地域計画策定の効果⑥：山梨県富士河口湖町（平成30年3月策定）

地域計画に火山噴火対策にかかる広域的な対応の必要性を明記

- 火山噴火は風水害に比べ頻繁には発生しないものの、一旦発生すれば多くの人命被害に結びつくことが想定され、かつ社会的影響も非常に大きい。富士河口湖町は富士山噴火による被害が想定される地域であり、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流等の現象が想定されている。
- 火山噴火の対策については該当エリアが広く、単独市町村での対応が困難であったことから、国・県・市町村の連携の重要性とともに、国による事業実施の必要性を明記することとした。

（富士河口湖町国土強靱化地域計画）

脆弱性評価結果	富士北麓地域7市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。今後は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。
推進方針	本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行います。

地域計画に記載した取組の実現

- 平成30年3月に富士砂防事務所、静岡県及び山梨県によって「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が改定された。
- 富士山火山噴火対策のための砂防事業の国（国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所）による実施についてはこれまでも要望してきたところ、地域計画に記載し事業の重要性を明記したことが、国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった。
- 国において砂防事業が実施されることで、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対する緊急対策を、ソフト・ハードの両面から迅速かつ効果的に実施することが可能となり、これにより被害をできる限り軽減（減災）することを目指している。

地域計画策定の効果⑦：京都府京都市（平成 30 年 3 月策定）

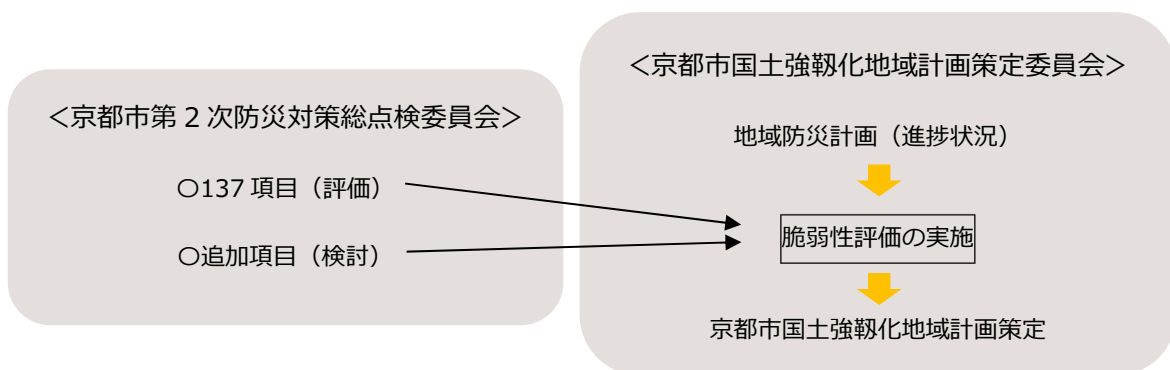
地域計画策定と防災対策の総点検を同一委員で同時開催

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の弱点を洗い出した上で、より一層の防災対策の充実強化を図るため、平成 23 年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、同委員会から受けた 137 項目について取組を進めた。
- 平成 29 年度には、法令改正への対応や熊本地震等から見えてきた新たな課題への対応が必要となったことから、「京都市第 2 次防災対策総点検委員会」（以下「総点検委員会」）を設置し、137 項目の進捗評価と新たな課題への対応等の検討を行った。
- また、地域計画を策定するに当たり、平成 29 年度に「京都市国土強靱化地域計画策定委員会」（以下「地域委員会」）を設置して検討した際、総点検委員会と同一委員で同時開催の形で行った。
- 第 2 次防災対策総点検の実施と地域計画を同時に行ったことで、災害に強いまちづくりの実現に向けた取組のより一層の推進を図ることができた。

地域防災計画と連動した脆弱性評価を実施

- 地域計画策定にあたり上記のとおり 2 つの委員会を同一委員で構成することで、地域防災計画の項目と照らし合わせることが容易となり、効率的に脆弱性評価を行った。
- これにより、地域計画は、防災計画や第 2 次防災対策総点検等の本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として明確に位置付けられるようになった。

（地域委員会と総点検委員会の相互関連）



地域計画策定の効果③：大阪府東大阪市（令和2年3月策定）

脆弱性評価により課題を抽出

- 地域計画の策定過程において実施した脆弱性評価により、市施設としての備蓄倉庫、市の物資集積拠点ともなり得る倉庫の必要性が顕在化してきた。
- 第一次避難所（小中学校等）の備蓄倉庫以外に、民間施設の一部を主に備蓄倉庫として利用しているが、借用部分は1年更新であるとともに、元々倉庫としての建築物ではないため、部屋や通路の形状が荷物の搬入・搬出作業には不向きであった。

防災倉庫の整備検討を早期に実施

- 地域計画の策定を受けて、市内において最大震度6弱が想定されている南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきていることも踏まえ、事業検討を早期に行うこととした。
- 令和2年度に入り、防災倉庫の建設に向けた検討を始め、令和3年1月から防災倉庫の建設にかかる庁内会議を開始し、令和3年度末に「（仮称）東大阪市立防災倉庫建設基本計画」を策定した。以降、当計画に基づき設計・施工を行い、速やかな事業の完了を目指している。

期待される効果

- 現在の施設と比べて、物資の搬入・搬出の手間が各段に向上する。特に、物資運搬車が配置場所の近くまで進入できるようになるため、救援物資の荷下ろしや避難所等への物資配送の積み込み等にかかる時間も短縮され、被災者への迅速な物資提供が実現できる。
- 市に一番大きな被害をもたらすとされている生駒断層帯地震が発生した場合、想定避難所避難者数である97,444人、そして在宅避難者や自治会館等地域での避難者を考慮した際、救援物資を受け入れる場所は現状の物資拠点以外の場所も確保する必要がある。災害時の受援を考えると当防災倉庫を物資拠点の候補（物資拠点に格上げもしくは代替場所）となることも想定できる。

地域計画策定の効果⑨：和歌山県広川町（平成 27 年 7 月策定）

被害の最小化を目指した方針を設定

- 広川町は、安政南海地震（1854 年）による津波が町を襲った際、濱口梧陵が稲むらに火をつけ、村人を高台へ導いて、多くの命を救った逸話「稲むらの火」の舞台となった地域である。新たな拠点施設として平成 19 年に「稲むらの火の館 濱口梧陵記念館・津波防災教育センター」が完成し、多くの観光客を集客している。
- 地域計画で想定したリスクシナリオ（大規模津波等による多数の死者の発生）を回避するための方策として、「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」することを明記した。

浸水区域外への施設整備を促進

- 町の「なごみ交流センター」において図書室の機能拡張を検討していたが、地域計画において「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」していたことを踏まえ、浸水区域外に整備を計画していた「観光・地域交流センター」に図書コーナーを付随させることとした。これにより、図書コーナーを浸水区域外に整備することはもとより、新たに整備する「観光・地域交流センター」の魅力向上にも繋がった。

地域計画策定の効果⑩：徳島県小松島市（令和2年3月策定）

大規模自然災害によるさまざまな事態を想定した脆弱性評価及び推進方針の検討

- 地域計画において、南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨、津波、河川氾濫及び土砂災害等により、電力供給が長期間にわたり途絶することや、道路網が寸断され、落橋、道路への倒木等により孤立集落が発生することなど、さまざまな事態を想定し、脆弱性評価及び推進方針を検討した。

民間事業者等との災害協定の締結の促進

- 地域計画に基づき、災害時の電力供給等に役立つ、ハイブリッド自動車の貸し出しで、自動車販売会社との協定を締結した。
- また、ドローンは、大規模な災害が発生した際、小回りの良さを活かして防災ヘリでは入れない狭隘な場所でも被害状況の調査や被災者の捜索などに活用できるとともに、録音した音声を再生することで上空から行方不明となった被災者の方への呼びかけも行うこともできることから、ドローンを使用した災害時における被災状況等の確認、情報収集並びに被災者の捜索・救助の支援を目的とした協定を、民間会社と締結した。

地域計画策定の効果⑪：鳥取県米子市（令和3年3月改訂）

地域計画の改訂による内容充実

- 米子市では、平成31年3月に地域計画を策定し、強靱化の取組を進めていたが、以下の観点も踏まえ、令和3年3月に計画を改訂した。
- 1. 「国土強靱化基本計画」（平成30年12月）及び「第2期鳥取県国土強靱化地域計画」（令和3年3月）との調和
- 2. 計画策定後に発生した大規模自然災害（令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など）から得られた教訓を施策に反映
- 3. 「鳥取県水防対策検討会」及び「鳥取県防災避難対策検討会」において検討された水防対策・避難対策を施策に反映

流域治水対策の推進

- 令和元年東日本台風を受け、鳥取県水防対策検討会、鳥取県防災避難対策検討会においては、「一人の犠牲者も出さない」ことを目標に、「流域治水」による水防対策・避難対策が示された。
- このことも踏まえ、地域計画の改訂に際しては、「施策の方向性」に、「流域治水」への転換など新たな観点が追加された。
- 地域計画改訂とあわせ、斐伊川水系流域治水プロジェクト、日野川水系流域治水プロジェクト、佐陀川外流域治水プロジェクト（県西部東エリア）、加茂新川外流域治水プロジェクト（県西部西エリア）の策定が進められ、流域のあらゆる関係者により、下表に示すような流域治水対策の推進を図ることとしている。

【水防対策検討会】	
短期対策	堤防強化対策（堤防舗装、堤防維持管理強化、水防体制強化）
	バックウォーター対策（樹木伐採・河道掘削の重点化）
	河川情報の発信強化（水位計・河川監視カメラ）
	浸水想定区域に関する安全避難対策（浸水深表示板の設置等）
	ダム放流に関する安全避難対策（既存ダムの洪水調節機能強化等）
中長期対策	現河川整備計画メニューの着実な整備
	流域貯留施設（遊水地、霞堤等）の検討
【防災避難対策検討会】	
短期対策	拠点となる避難所の指定の促進
	障がい者等の要配慮者が避難生活に必要な物資を備蓄
	避難スイッチの住民参加型ワークショップの導入 など
中長期対策	ペットとの同行避難のあり方の整理
	乳幼児がいる世帯の避難環境の確保
	広域避難を円滑に実施するための具体的方法を整理
	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を推進
	停電に伴う被害の拡大防止の対策 など

III 都道府県から市町村への取組支援

- 都道府県の強靱化を実現するためには、都道府県内の全ての市町村において、地域計画に基づいて総合的・計画的に強靱化の取組が進められることが不可欠であるのはいうまでもありません。中でも、住民や民間企業等と連携した取組は、地域に最も密接な関わりを持つ市町村が中心となって行われるものが多いことから、地域の強靱化に対する市町村の役割は非常に大きいです。
- そのため、都道府県においては、自らが策定した地域計画の方針・考え方や内容、検討に用いたデータ等を市町村にきめ細かく情報提供したり、市町村が設置した地域計画の「検討委員会」等に参加して助言等を行ったりすることにより、市町村において実効性のある地域計画が策定され、強靱化の進捗が着実に図られるよう、啓発とともに、積極的な支援を行うことが重要です。
- 特に、被害が複数の市町村に広域的に及ぶような災害に対しては、都道府県と各市町村が連携して対応する必要があることから、都道府県の地域計画に定めたりリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）や対応方策等の内容について、市町村との認識の共有を十分に図ることが重要であり、これによりそれぞれの市町村において、都道府県との適切な役割分担のもとで緊密な連携が図られた地域計画の策定が可能となります。
- さらには、都道府県においても、自らが実施する強靱化施策の重点化・優先順位付け等を検討するにあたり、当該施策に関係する区域にある市町村の強靱化の方針や計画（まちづくりを進めるにあたっての各施策の重要性・緊急性等を含む）は重要な要素となると考えられます。そのため、日頃から市町村との意見交換を密に行うことが重要であるのはもちろんですが、市町村で設置された地域計画策定のため委員会等に都道府県の職員が積極的に参画するのは、市町村のみならず都道府県にとっても有用です。
- なお、マンパワー不足等の事情により地域計画が未策定の市町村に対しては、近隣の他市町村の策定事例やその進め方等を情報提供する、検討の進捗状況を定期的に確認し、検討段階に応じた助言を行う等の継続的な支援が望まれます。

〔参考〕 都道府県から市町村への支援の例

策定前	策定に向けた働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事から首長への策定働きかけ ・ 首長等への直接訪問、首長会議、副市町村長会議、担当課長会議等で策定の必要性を説明 ・ 市町村担当者向けの説明会を開催 ・ 複数市町村による合同策定の提案、支援
	プロジェクトチームの構築を主導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が市町村内でのプロジェクトチームの立ち上げを主導し、策定を支援
	勉強会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県担当者を勉強会の講師として派遣 ・ 策定手順を具体的に解説する策定演習を実施
	都道府県庁内での協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内ワーキンググループに策定支援体制を構築し、全庁的に市町村の策定支援を実施 ・ 庁内各部局から市町村での KPI 等の設定に必要な保有データを提供
	策定の負担を軽減するためのツール等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成 ・ 市町村向け標準 KPI 一覧を作成 ・ 都道府県が計画策定した際のツールを提供 ・ 地域計画策定の手引き（マニュアル）を作成・提供
策定途中	計画策定途中における助言・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からの相談窓口を部局横断的に設置 ・ 計画策定状況のヒアリングを月 1 回程度実施し、課題解消を支援 ・ 都道府県のリスクシナリオをベースに、市町村が設定できるよう支援 ・ 都道府県が設定した KPI の説明を市町村の各部署に実施
	策定に参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員・オブザーバーとして策定に参画、学識経験者の紹介等
	計画のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が作成した計画案への助言や都道府県計画との整合性を確認
策定後	地域（管内市町村）の取組状況の把握、助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町村の国土強靱化の取組状況を把握し、課題整理や技術的助言等を実施 ・ 都道府県と市町村の関係者による進捗共有等の場を設置

<p>計画見直しに活用可能な情報等の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令改正や被災想定の変更、他地域で発生した自然災害などの情報や、都道府県計画改訂の際のツールやデータを提供 ・ 都道府県計画の改訂状況を骨子案、素案、改訂原案の各タイミングで提供 ・ 管内市町村の見直し・改訂事例等の共有
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と民間事業者の合同意見交換会の開催 ・ 強靱化の取組を紹介するニュースレターを年4回程度作成し、管内市町村に配布

● 北海道の場合

- ・ 道内市町村向けに道の計画をベースとしたひな形に解説を加えた「国土強靱化地域計画策定マニュアル」を作成し、各市町村の事務担当職員を集めての説明会を開催
- ・ マニュアルには国や道、策定済み市町村の施策やKPIをとりまとめた比較表を参考資料として添付
- ・ 北海道の強靱化の取組を紹介する「レジリエンスHOKKAIDOニュース」を年4回程度作成し、全市町村に配布

(レジリエンスHOKKAIDOニュース)

レジリエンス HOKKAIDO ニュース

強く、しなやかな北海道を目指して！

vol.23

2022年 6月

北海道

北海道は持続可能な開発目標(SDGs)を実現している！

1. 国土強靱化年次計画2022が策定されました【内閣官房】

年次計画は、国の「国土強靱化基本計画」に基づき、45のプログラムごとに当該年度に取り組みべき主要施策等をとりまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより施策の着実な推進を図るものです。

<2022年度の国土強靱化の取組のポイント>

(1) プログラム推進のための施策の充実・強化

- ① 5か年加速化対策の推進
- ② 地域の強靱化の推進
- ③ 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化
- ④ 広報・普及啓発活動の推進
- ⑤ 個別重点事項（気候変動への対応、予防保全等による老朽化対策など）

(2) 国土強靱化基本計画の変更に向けて

- 次期基本計画の見直しの検討に着手。「5か年加速化対策」後も、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、基本計画の見直しに向けた取組を進める。

2. 日本海溝・千島海溝地震特別措置法[※]の改正

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化する改正特別措置法が、5月13日に可決、成立しました。

特措法では、津波避難対策を特に強化すべき地域を「特別強化地域」として指定し、地域内の市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に基づき、避難場所や避難経路の整備等、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業を推進することとしています。

<町事務所併設緊急タワー> (出典：内閣府HP)
※日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震に備える防災対策の推進に関する特別措置法（平成31年法律）

3. 国土強靱化地域計画の策定状況（令和4年4月1日現在）

前号（3月1日現在）から、新たに1町で地域計画が策定され、道内179全市町村で計画が策定されました。

地域計画をHPにおいて公表している市町村については道HPよりリンクを設定していますので、ご確認ください。

なお、計画策定済み市町村においても、地域に必要な施策や事業を適切に反映できるよう、計画の不断の見直しをお願いいたします。

4. 地域計画の内容の充実に向けサポートします！

計画推進課では、国土強靱化地域計画の見直し等を検討されている市町村へ、ご説明に伺います。Webによる打合せも可能です。

ちょっとしたことでも構いませんので、質問等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

北海道強靱化計画
ホームページ

【問合せ先】 北海道総合政策部計画局計画推進課
電話：011-204-5647

5か年加速化対策 災害時の効果発揮事例>

90 航路標識の老朽化等対策

国土強靱化計画
5か年加速化対策
災害時の効果発揮事例

組 要 令和2年の台風等の暴風、波浪等の影響により、沿岸部に設置された灯台等の倒壊・損壊による事故が多発し、航路標識の信頼性が阻害されたことから、航路標識の倒壊、損壊等の被害に対応するため、長寿命化のための整備を緊急に実施し、航路標識の老朽化対策を図る。

所管庁名 海上保安庁

【事例】釧路内港北防波堤東岸灯台耐波浪補修

- 実施主体 海上保安庁 第一管区海上保安本部
- 実施場所 北海道釧路市
- 事業概要
波浪の外圧により灯台が倒壊等しないよう、構造物の耐性を補強する等し、耐波浪対策を講じた。
- 事業費 全体事業費2000万円
(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)2000万円)
- 効果
令和4年1月、急速に発達する低気圧の影響により、暴風を伴う波浪浪(約6m)を周囲海域で観測したが、本灯台は倒壊、損壊することなく安定した航路標識の機能を維持した。

釧路内港北防波堤東岸灯台

95

● 岩手県の場合

- ・ 全市町村の担当者等を集めて説明会を実施したほか、国の職員を講師とする勉強会を実施
- ・ 県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
- ・ 計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

(意見交換会の風景)



● 滋賀県の場合

- ・ 市町担当者向け説明会を開催、その中で「策定のポイント」(手順)を説明
- ・ 市長会、町村長会において、首長に対して計画策定の必要性を説明
- ・ 市町の財政/土木担当者会議の場で計画策定の必要性や留意点について説明
- ・ 県の計画改定に関する状況や関連データを、骨子案(令和元年11月)、素案(令和2年1月)、原案(令和2年2月)のタイミングで情報共有
- ・ 個別相談への対応(必要に応じ、国への照会・回答を実施)

● 京都府の場合

- ・ 府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
- ・ 府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
- ・ 計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
- ・ 計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
- ・ 計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
- ・ 国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
- ・ 計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

● 兵庫県の場合

- ・ 国の職員を呼び、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
- ・ 各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
- ・ 取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
- ・ 改定作業中の県計画の情報、データを提供
- ・ 各市町への個別対応(電話・メール・来課対応)

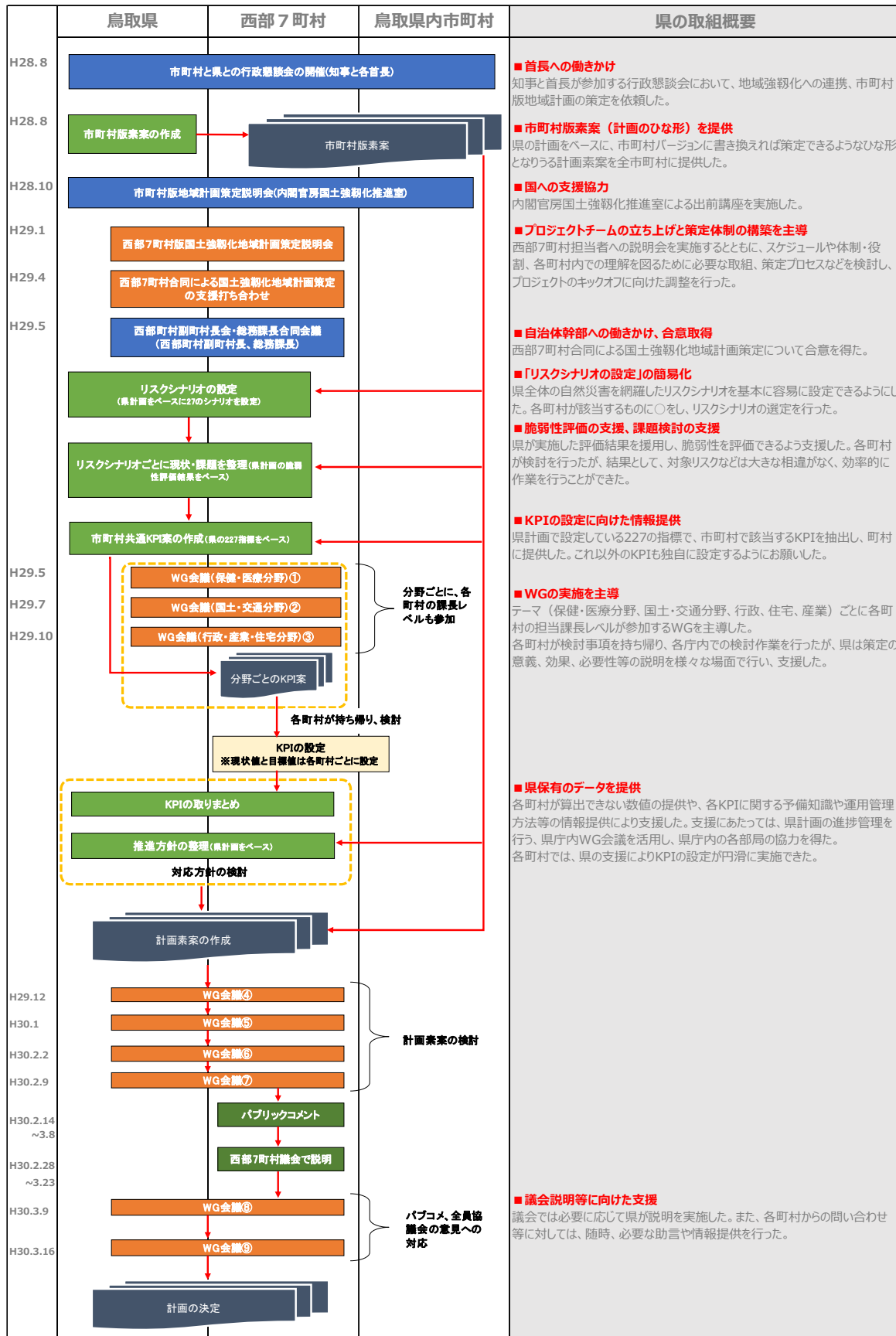
- 和歌山県の場合

- ・ 和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
- ・ 県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
- ・ 副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
- ・ 県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
- ・ 振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
- ・ 全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施
- ・ 未策定市町を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期の策定を依頼（17市町村のべ23回訪問）
- ・ 令和2年1月までに、県内全市町村で計画を策定

- 鳥取県の場合

- ・ 県計画に調和した市町村計画の策定を優先的に進め、底上げを図ることが重要という認識のもの、市町村の計画策定支援を施策の一つの柱として位置づけ
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において、地域強靱化への連携、市町村版地域計画の策定を要請するとともに、個別訪問による要請を実施
- ・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町村に提供
- ・ 県庁内WG会議において市町村計画策定支援体制を構築し、市町村計画策定において県保有データの提供や分野別WGを支援するなど、全庁的な支援を実施
- ・ 合同策定（鳥取県西部7町村国土強靱化地域計画）について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での了解を得て、策定の支援に着手（平成28年度～29年度）
- ・ 市町村国土強靱化推進担当者会議による情報共有と計画策定支援により、令和元年度に県内全市町村が計画策定に着手

(鳥取県西部7町村国土強靱化地域計画における鳥取県の支援内容)



● 島根県の場合

- ・ 国職員による出前講座を開催し、県内全19市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する担当者会議を開催
- ・ 県の地域計画をベースとした、計画のひな形を作成し、県内市町村に提供
- ・ 県土整備事務所等を通じて、個別に各市町村へ計画策定の必要性等を説明
- ・ 離島の町村には、web会議システムを使用して、地域計画策定に係る講習会を開催し、計画策定の必要性等を説明
- ・ 市町村から依頼があれば、計画策定の各段階での協議や、内容の確認を行うなど、計画策定の助言

● 徳島県の場合

- ・ 県内市町村の防災担当課長会議において地域計画策定の必要性について説明
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において地域計画策定の必要性を説明
- ・ 県内全市町村を対象に、国職員による出前講座を開催
- ・ 徳島県の計画をベースとした市町村計画のひな形を作成し、市町村に提供するとともに、説明会を開催
- ・ 要望のあった市町村に対し、徳島県版出前講座を実施
- ・ 地域計画策定に関する事務の外部委託に対して、県予算による補助を実施
- ・ 月1回程度、計画策定状況の個別ヒアリングを行い進捗状況を確認するとともに、判明した課題の解消を積極的に実施

● 香川県の場合

- ・ 市町長防災トップセミナーや市町防災・減災対策連絡協議会において地域計画策定の必要性について説明
- ・ 全市町を対象に、国職員による出前講座を開催
- ・ 県の現行地域計画策定時の資料等を情報提供
- ・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 佐賀県の場合

- ・ 知事と県内全市町長による意見交換の場で、知事から地域計画作成の働きかけを行い、県と全市町が一体となって地域計画策定に取り組むことを推進
- ・ 国の出前講座の活用のほか、県において各市町の策定に向けた進捗状況をこまめに把握するとともに、市町からの求めに応じて個別に訪問し、勉強会を開催し、助言を実施
- ・ 県計画において見直しを行った各種施策や新たに追加した個別事業リストなど、きめ細かく市町へ情報提供を実施

● 長崎県の場合

- ・ 依頼があった市町に対し県計画策定当時の会議データや策定作業データ等を提供
- ・ 国職員を呼び、市町の担当者等を集めた説明会を開催
- ・ 国から提供された計画策定支援ツール（機能追加試行版）を全市町に提供
- ・ 県の計画をベースとした、市町版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町に提供
- ・ 策定予定が未定の市町の首長及び市町議会議長に対し、県議会議長及び県計画所管課長が訪問し、計画策定の必要性を説明
- ・ 市町における会議へ講師を派遣、併せて計画策定支援ツールの操作説明を実施

● 熊本県の場合

- ・ 市町村に対し、国土強靱化共管3課（知事公室危機管理防災課、企画振興部企画課、土木部監理課）の連名により、計画策定について依頼
- ・ 国の出前講座を活用し、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施
- ・ 各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、土木部から首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等を説明
- ・ 未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼
- ・ 各地域ごとに計画策定にかかる勉強会・意見交換会を実施し（市町村担当職員及び県本庁・出先機関職員等で構成）、必要に応じて第2回、第3回と段階的に実施
- ・ 県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供
- ・ 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布
- ・ 希望する市町村の計画素案について、レビューを実施

● 大分県の場合

- ・ 各市町村長を県職員が直接訪問し、地域計画の必要性を説明
- ・ 各市町村の事務レベル職員を集めて説明会を実施
- ・ 全国の市町村の計画策定の概要についてまとめ、各市町村に参考資料として提供
- ・ 県の地域計画の代表指標毎の各市町村状況を調査。県計画の脆弱性評価を市町村レベルで確認することで、調査に協力する市町村にとっては自らの脆弱性を確認することができ、市町村が地域計画を作る際のたたき台として利用できるツールとなっている

(市町村状況調査票)

大分県国土強靱化地域計画の市町村状況調査表		この枠の中の記入できる項目について記入してください。								
県の地域計画の「事柄」に属するべき事柄	県の地域計画の5つの「リスク」のシナリオ	想定される施策項目 (必要に応じて追加してください)	左記の県担当課	貴市町村での担当 部署	課題の現状	貴市町村での取組の方針 (関係事業がある場合は事業名)	重 点 (5段階)	県の計画への要望、意見		
1-1)	住宅・特定建築物・交通施設等 密集や住宅密集地における火災による死者の発生	一般の住宅・建築物の耐震化	建築住宅課							
		一般の住宅・建築物の耐震診断	建築住宅課							
		特定建物(防火施設等)の耐震化	建築住宅課							
		避難所の耐震化	地産施設推進室 福祉整備課 教育財団課							
		大規模浸水地の等の耐震性	都市まちづくり推進課							
		交通施設・沿道の工事事務等の耐震性	交通整備課 道路保全部							
		災害現場での作業用設備・器材の確保	建設政策課 防災危機管理課							
		(追加用紙)								
		1-2)	広域にわたる大規模地震等による多額の死者の発生	津波等の災害から避難する避難所・避難経路の整備	防災対策室					
				県道ハザードマップの作成	防災対策室 建設政策課					
発生時の早い動きや高潮に備える避難確保体制の整備	農村政策推進課 防災危機管理課									

● 宮崎県の場合

- ・ 国職員を呼び、市町村の担当課長・担当者向けの研修会を開催
- ・ 県において市町村国土強靱化地域計画のひな形を作成し、市町村に提供。ひな形は県の地域計画の構成をベースとし、序章から第5章までの全44ページで構成
- ・ 市町村計画は案の段階で県に提出してもらい、各部局確認の上、修正意見を市町村に伝達

IV 国への相談等

- 地域計画の策定にあたって、国の確認等の法令上の規定はありませんが、地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものとする必要があることから、地域計画の策定に際し、**地方公共団体と国との間に十分な連携・協力体制を構築しておくことが重要です。**

- **国では下記の相談窓口を設置していますので、地域計画の策定・改訂や地域計画に基づく取組を進めるにあたって必要と考えられる場合には遠慮無くご連絡下さい。**

- また、国においては、全国の地方公共団体における強靱化の取組を促進するため、地域計画にかかる情報の収集、提供を行っていますので、**地域計画の策定・改訂の取組を進められている場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口**に**情報提供**をお願いします。

【国土強靱化に関する相談窓口】

- ① 地域計画に関する全般的な事項
 - ⇒ 内閣官房国土強靱化推進室
住所：東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎第8号館）
電話：03-6257-1775
- ② 地域計画にかかる個別の施策・事業に関する事項
 - ⇒ 各府省庁の地方支分部局等（一覧については資料編V(1)参照）

- なお、地域計画に位置づけた事業等を、国の交付金・補助金を活用して実施されようとする際には、国や地方公共団体の担当部局に対する情報収集、相談等が必要な場合もあるかと思えます。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/2204_R4siennaiyou.pdf）に、対象となる交付金・補助金とあわせて問合せ先を掲載していますのでご活用下さい。

【出前講座について】

- ・各地方公共団体における強靱化の取組のお役に立てるよう、有識者や内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣し、地域計画にかかる説明を行うとともに、疑問にお答えしています。
- ・派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受け付けています（日程、会場等については、調整させていただきます）。
- ・詳細については、

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoudjinka/pdf/2204demaekouza_pr.pdf
をご覧ください。

(開催イメージ)

